

平成 28 年度

静岡県交通安全実施計画

静岡県交通安全対策会議



# ま え が き

この「静岡県交通安全実施計画」は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第25条第1項に基づき策定した「第10次静岡県交通安全計画」(平成28年度～平成32年度)を着実に推進するため、同法第25条第3項に基づき平成28年度の県内における陸上交通の安全に関し、県及び同法第2条に定める国の指定地方行政機関等が講ずべき施策を定めたものである。

静岡県における平成27年中の人身交通事故は、

発生件数	32,491件	(前年対比 -1,008件	-3.0%)
死者数	153人	(前年対比 10人	7.0%)
負傷者数	42,533人	(前年対比 -1,107人	-2.5%)

であり、発生件数・負傷者数は減少したものの死者数は10人増加した。

昨年の死亡事故の発生状況を見ると、高齢者の死者が88人と前年を15人上回り、交通事故死者の58%を占めている。高齢死者を状態別で見ると、歩行中の死者が39人と高齢死者の44%を占めている。また、自動車乗車中の死者が22人と前年比で11人増加していることから、「高齢者事故」、「高齢運転者事故」が大きな比重を占めるものと考えられる。

また、道路交通を取り巻く環境をみると、少子高齢化が急速に進行する中、クルマ社会への適応に困難を伴う高齢者が年々増加していることに加え、飲酒運転や無免許運転による悲惨な交通事故が後を絶たないなど、規範意識の低下に伴う交通ルールの無視が交通事故の背景となっている実態も認められる。

こうしたことから、交通ルールの遵守を基本に、高齢者の交通事故防止を中心とした対策を継続し、県民一人ひとりの交通安全に対する意識改革に資する施策の推進に努めなければならない。

さらに、自転車利用者の増加に伴う総合的な交通事故防止対策や、交通事故発生件数の総量削減に向けて、追突・出会い頭事故防止対策を強力に推進することが求められている。

このような厳しい交通情勢を踏まえ、平成28年度は「第10次静岡県交通安全計画」の初年度であり、目標に掲げた、平成32年までに、年間交通事故死者数100人以下、発生件数30,000件以下を達成するため、県及び国の指定地方行政機関が相互に緊密な連携を図るとともに、市町を始め、関係機関・団体及び県民と連携・協働して、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進する。

静岡県交通安全対策会議



# 目 次

第1章 道路交通の安全	1
第1節 道路交通環境の整備	1
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 (中部地方整備局・私学振興課・道路企画課・道路整備課・ 義務教育課・特別支援教育課・健康体育課・交通規制課・静岡市・浜松市)	1
2 幹線道路における交通安全対策の推進 (中部地方整備局・道路企画課・道路整備課・街路整備課・交通企画課・ 交通規制課・高速道路交通警察隊・静岡市・浜松市・中日本高速道路㈱)	2
3 交通安全施設等整備事業の推進 (中部地方整備局・障害者政策課・道路整備課・道路保全課・港湾整備課・ 漁港整備課・街路整備課・農地保全課・森林整備課・交通規制課・ 静岡市・浜松市)	4
4 効果的な交通規制の推進 (交通規制課・高速道路交通警察隊・中日本高速道路㈱)	5
5 自転車利用環境の総合的整備 (中部地方整備局・くらし交通安全課・地域産業課・道路整備課・道路保全課・ 交通規制課・静岡市・浜松市)	6
6 高度道路交通システムの活用 (東海総合通信局・中部地方整備局・交通規制課・中日本高速道路㈱)	7
7 交通需要マネジメント(TDM)の推進 (中部地方整備局・静岡運輸支局・地域交通課)	8
8 災害に備えた道路交通環境の整備 (中部地方整備局・道路企画課・道路保全課・交通規制課・静岡市・浜松市)	8
9 総合的な駐車対策の推進 (静岡運輸支局・中部地方整備局・地域産業課・都市計画課・交通指導課・ 交通規制課)	9
10 道路交通情報の充実 (東海総合通信局・中部地方整備局・道路企画課・道路保全課・交通規制課)	11
11 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 (中部地方整備局・こども未来課・道路企画課・道路保全課・河川海岸整備課・ 公園緑地課・消防保安課・社会教育課・交通規制課・静岡市・浜松市・ 県消防長会)	12

第2節	交通安全思想の普及徹底等	14
1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (くらし交通安全課・私学振興課・長寿政策課・こども未来課・障害者政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課・社会教育課・交通企画課)	14
2	交通安全に関する普及啓発活動の推進 (広聴広報課・くらし交通安全課・交通企画課・交通規制課)	22
3	交通安全推進施策及び体制の充実 (経営管理部・くらし交通安全課・交通基盤部・教育委員会・警察本部)	28
4	交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 (くらし交通安全課・交通企画課)	28
5	県民の参加・協働の推進 (くらし交通安全課・交通企画課)	29
6	市町における交通安全推進体制の整備・拡充の指導 (くらし交通安全課)	29
第3節	安全運転の確保	30
1	運転者教育等の充実 (静岡運輸支局・くらし交通安全課・交通企画課・交通指導課・運転免許課・運転者教育課・高速道路交通警察隊)	30
2	運転免許業務運営の改善 (運転免許課)	34
3	安全運転管理の推進 (交通企画課)	34
4	自動車運送事業者の安全対策の充実 (静岡運輸支局・交通指導課)	35
5	交通労働災害の防止等 (静岡労働局・静岡運輸支局・労働政策課)	36
6	道路交通に関する情報の充実 (東海総合通信局・中部地方整備局・静岡地方气象台・道路保全課・交通規制課・中日本高速道路(株))	37
第4節	車両の安全性の確保	39
1	自動車アセスメント情報の提供等 (静岡運輸支局)	39
2	自動車の検査及び点検整備の充実 (静岡運輸支局)	39

3	自転車の安全性の確保	41
	(関東経済産業局・くらし交通安全課・私学振興課・高校教育課・健康体育課・特別支援教育課・交通企画課)	
第5節	道路交通秩序の維持	42
1	交通の指導取締りの強化等	42
	(交通指導課・交通機動隊・高速道路交通警察隊)	
2	交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化	43
	(交通指導課)	
3	暴走族対策の強化	43
	(くらし交通安全課・私学振興課・義務教育課・高校教育課・健康体育課・社会教育課・交通指導課)	
第6節	救助・救急活動の充実	45
1	救助・救急体制の整備充実	45
	(地域医療課)	
2	救急医療体制の整備充実	47
	(地域医療課)	
3	救急関係機関の協力関係の確保等	47
	(地域医療課・消防保安課・県消防長会)	
第7節	損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	47
1	自動車損害賠償保障制度の充実等	47
	(静岡運輸支局)	
2	損害賠償の請求についての援助等	48
	(くらし交通安全課)	
3	交通事故被害者支援の充実強化	48
	(静岡運輸支局・交通指導課・運転者教育課)	
第8節	研究開発及び調査研究の充実	49
1	道路交通の安全に関する研究発表の推進	49
	(中部地方整備局・くらし交通安全課・交通企画課)	
2	道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	49
	(中部地方整備局・交通企画課)	
3	道路交通診断による事故防止対策の研究及び施策の推進	49
	(中部地方整備局・静岡運輸支局・くらし交通安全課・道路整備課・道路保全課・交通企画課・静岡市・浜松市)	

<b>第2章 鉄道交通の安全</b> .....	50
第1節 鉄道交通環境の整備 .....	50
1 鉄道施設等の安全性の向上 .....	50
(中部運輸局・地域交通課)	
2 運転保安設備等の整備 .....	50
(中部運輸局)	
第2節 鉄道交通安全に関する知識の普及 .....	51
(中部運輸局)	
第3節 鉄道の安全運行の確保 .....	51
1 運転士の資質の向上 .....	51
(中部運輸局)	
2 安全上のトラブルの共有・活用 .....	51
(中部運輸局)	
3 気象情報等の充実 .....	52
(静岡地方気象台・中部運輸局)	
4 鉄道事業者に対する保安監査等の実施 .....	52
(中部運輸局)	
5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 .....	53
(中部運輸局)	
第4節 救助・救急活動の充実 .....	53
(中部運輸局・地域医療課・消防保安課・県消防長会)	
<b>第3章 踏切道における交通の安全</b> .....	54
1 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進 .....	54
(中部運輸局・道路整備課・道路保全課・街路整備課・静岡市・浜松市)	
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 .....	54
(中部運輸局・交通規制課)	
3 踏切道の統廃合の促進 .....	55
(中部運輸局・道路整備課・街路整備課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 .....	55
(中部運輸局・道路整備課・道路保全課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
<b>第4章 大規模地震に備えての交通の安全</b> .....	56
1 緊急交通路等の確保 .....	56
(中部地方整備局・道路企画課・道路整備課・道路保全課・危機政策課・ 危機対策課・静岡市・浜松市)	



2	東海地震注意情報発表時における交通対策 (交通規制課)	56
3	東海地震予知情報(警戒宣言)発表時及び地震発生時における交通規制等 (危機政策課・危機対策課・交通規制課)	56
4	東海地震予知情報(警戒宣言)発表時及び地震発生時における自動車運転者 の執るべき措置の周知徹底 (交通企画課)	57
5	緊急地震速報を認知した場合における自動車運転者の対応行動の周知徹底 (交通企画課)	58
6	その他の交通安全対策 (中部運輸局・建築安全推進課・道路整備課・交通規制課・静岡市・浜松市)	58

## 付属資料(静岡県交通安全対策関係事業)

平成27年度 静岡県交通安全対策関係事業総括表	59
-------------------------	----

### 第1章 道路交通の安全

#### 第1節 道路交通環境の整備

1~6	人優先の安全・安心な歩行空間の整備等 (森林整備課・道路整備課・道路保全課・港湾整備課・漁港整備課・ 街路整備課・農地保全課・交通規制課)	60
7	交通需要マネジメント(TDM)の推進 (地域交通課)	61
8	災害に備えた道路交通環境の整備 (道路整備課・道路保全課)	61
9	総合的な駐車対策の推進 (地域産業課・交通指導課・交通規制課)	61
11	交通安全に寄与する道路交通環境の整備 (道路保全課・河川海岸整備課・公園緑地課)	61

#### 第2節 交通安全思想の普及徹底等

1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (くらし交通安全課・私学振興課・長寿政策課・こども未来課・健康体育課・ 交通企画課)	62
2	交通安全に関する普及啓発活動の推進 (広聴広報課・くらし交通安全課)	62
3	交通安全推進施策及び体制の充実 (くらし交通安全課)	63
4	交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 (くらし交通安全課・交通企画課)	63

5	市町における交通安全推進体制の整備・拡充の指導 （くらし交通安全課）	63
第3節 安全運転の確保		
1	運転者教育等の充実 （運転免許課・運転者教育課）	64
2	運転免許業務運営の改善 （運転免許課）	64
3	安全運転管理の推進 （交通企画課）	65
5	交通労働災害の防止等 （労働政策課）	65
6	道路交通に関する情報の充実 （道路保全課）	65
第5節 道路交通秩序の維持		
1	交通の指導取締りの強化等 （交通指導課）	65
2	交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化 （交通指導課）	65
3	暴走族対策の強化 （くらし交通安全課・交通指導課）	65
第6節 救助・救急活動の充実		
1	救助・救急体制の整備充実 （地域医療課・消防保安課）	65
2	救急医療体制の整備充実 （地域医療課）	66
3	救急関係機関の協力関係の確保等 （地域医療課）	66
第7節 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進		
2	損害賠償の請求についての援助等 （くらし交通安全課）	67
第8節 研究開発及び調査研究の充実		
3	道路交通診断による事故防止対策の研究及び施策の推進 （くらし交通安全課）	67

## 第2章 鉄道交通の安全

### 第1節 鉄道交通環境の整備

- 1 鉄道施設等の安全性の向上 ..... 67  
(地域交通課)

- 第4節 救助・救急活動の充実 ..... 67  
(地域医療課)

## 第3章 踏切道における交通の安全

- 1 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進 ..... 67  
(街路整備課)

## 第4章 大規模地震に備えての交通の安全

- 1 緊急交通路等の確保 ..... 68  
(道路整備課)
- 6 その他の交通安全対策 ..... 68  
(建築安全推進課)

- その他の交通安全対策関係事業 ..... 68  
(地域交通課・交通企画課・静岡県道路公社)





# 第1章 道路交通の安全

## 第1節 道路交通環境の整備

### 1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

事業概要	事業内容
(1) 生活道路における交通安全対策の推進 (中部地方整備局) (県:道路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	市街地等における生活道路等の交通安全対策として、最高速度 30 km/h の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を前提とした生活道路対策「ゾーン 30」を推進するほか、歩行者用道路の交通規制を実施するなど、速度の抑制及び通過交通の排除に重点を置いた対策を推進する。  具体的な生活道路対策「ゾーン 30」としては、交通規制とハンプやクランク等車両速度を抑制する道路構造等や路面表示を組み合わせたとともに通過交通を排除する等の観点から、必要に応じて周辺の幹線道路を含めた対策を推進する。
(2) 通学路等の歩道整備等の推進 (中部地方整備局) (県:道路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	小学校、幼稚園、認定こども園、児童館等に通う児童や幼児、高校、中学校に通う生徒の通行の安全を確保するため、通学路の歩道整備等を積極的に推進するとともに、信号機、歩行者灯器のLED化、道路標識・標示の高輝度化等の整備及び立体横断施設の整備を推進する。  また、市街地など歩道等の整備が困難な地域においては、路肩のカラー舗装や防護柵設置等の簡易的な対策を含めて、安全・安心な歩行空間の創出を推進する。
(3) 高齢者、障害のある人等の安全に資する歩行空間等の整備 (中部地方整備局) (県:道路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	高齢者や障害のある人等を含め、全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、歩行空間におけるユニバーサルデザイン化を積極的に推進する。  ア バリアフリー法に基づく重点整備地区のユニバーサルデザイン化推進 バリアフリー法に基づき重点整備地区に定められた駅周辺地区は、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリーに配慮した信号機等を面的に整備し、ネットワーク化を図る。  イ 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の取締り強化 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化するとともに、放置自転車等の撤去を行う市町と連携し、視覚障害者誘導用ブロックが設置されている歩道等における二輪車の違法駐車についても積極的な取締りを推進する。

事業概要	事業内容
(4) 幼児、児童、生徒の通園・通学路の安全確保 (県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課)	通園・通学路の安全対策として、市町及び市町教育委員会において、幼児、児童、生徒の通園・通学路及び登下校の時間帯を設定する。 また、県は必要に応じて道路管理者、警察等と共同して安全点検の実施と、それに伴う通園・通学路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図るよう指導・要請していく。
(5) 無電柱化の推進 (中部地方整備局) (県:道路企画課) (静岡市) (浜松市)	歩行者の安全で快適な通行空間の確保に加え、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上等を目的として、新たな無電柱化計画を策定するとともに、道路の新設、拡幅等に併せた無電柱化の推進に努める。

## 2 幹線道路における交通安全対策の推進

事業概要	事業内容
(1) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 (中部地方整備局) (警察:交通規制課)	交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)を推進する。
(2) 事故危険箇所対策の推進 (中部地方整備局) (県:道路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	幹線道路上の事故発生割合が高い区間を「事故危険箇所」として指定し、公安委員会と道路管理者が連携して、単路においては歩道の設置、道路照明施設の整備、視線誘導標及び路面表示の設置等の事故防止対策を、交差点においては右折レーンの設置、交差点のコンパクト化、路面表示の設置及び信号灯器のLED化等の事故抑止対策を推進する。
(3) 幹線道路における交通規制 (警察:交通規制課)	幹線道路における、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案し、速度規制、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制及び信号機の運用等について見直しを行う。
(4) 重大事故の再発防止 (警察:交通企画課) (警察:交通規制課)	交通事故防止対策が必要な死亡または重大事故が発生した際は、速やかに道路管理者、警察、県、市町、地域住民等、関係機関・団体合同の交通診断を行い、道路改良、信号機の設置・改良、交通規制の実施・見直しを行う等、総合的な再発防止対策を推進する。

事業概要	事業内容
<p>(5) 適切に機能分担された道路網の整備 (中部地方整備局) (県:道路企画課) (警察:交通規制課)</p>	<p>ア 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等への交通の転換を促進し、道路ネットワーク全体の安全性を向上させるため、高規格幹線道路及びアクセス道路の整備や、スマートインターチェンジの整備を推進する。</p> <p>イ 道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。</p> <p>ウ 陸・海・空の交通手段が相互に連結する交通ネットワークを構築するため、駅、空港、港湾等の交通拠点を連絡する道路整備を推進する。</p>
<p>(6) 高速自動車国道における事故防止対策の推進 (警察:高速道路交通警察隊) (中日本高速道路(株))</p>	<p>高速自動車国道等における交通事故の発生状況、交通量等の交通実態、道路構造及び気象状況等を総合的に把握し、交通事故抑止のため、交通指導取締り、交通安全広報等を積極的に推進する。</p> <p>死亡事故又は社会的反響の大きい重大事故が発生した際には、道路管理者、交通管理者、交通関係機関・団体との合同による交通事故防止対策検討会等を開催し、道路改良、各種交通安全施設の整備、改良等再発防止対策を推進する。</p>
<p>(7) 改築等による交通事故防止対策の推進 (中部地方整備局) (県:道路整備課) (県:街路整備課) (警察:交通規制課)</p>	<p>交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。</p> <p>ア 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。</p> <p>イ 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。</p> <p>ウ 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い道路、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進する。</p> <p>エ 交通混雑が著しい都心部、鉄道駅周辺等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、交通広場等の総合的な整備を図る。</p> <p>オ 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史のみちすじ等の整備を体系的に推進する。</p>



### 3 交通安全施設等整備事業の推進

事業概要	事業内容
<p>(1) 既設道路における交通安全施設等の整備</p> <p>(中部地方整備局) (県:道路整備課) (県:街路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>ア 歩行者・自転車の安全で快適な通行の確保</p> <p>(7) 生活道路対策「ゾーン30」の対象エリアにおいて、歩道整備、車両走行速度の抑制、通過交通(抜け道としての通行)の抑制等の面的かつ総合的な事故抑止対策を推進する。</p> <p>(4) バリアフリー法に基づく重点整備地区において、歩道の拡幅や道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリーに配慮した信号機等の面的整備を推進する。</p> <p>(9) 自転車に関連する交通事故を防止するため、自動車や歩行者と自転車利用者が共存することができるように、自転車道、自転車専用通行帯の整備や自転車通行位置の明示等、自転車通行環境の整備を推進する。</p> <p>(5) 小学校、幼稚園、認定こども園や児童館等に通う児童や幼児、高校、中学校に通う生徒の通行の安全を確保するため、通学路等における信号機や横断歩道の標識・標示の高輝度化を積極的に推進するとともに、市街地など歩道等の整備が困難な地域においては、路肩のカラー舗装や防護柵設置等を推進する。</p>
<p>(中部地方整備局) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>イ 安全かつ円滑な自動車交通の確保</p> <p>(7) 事故危険箇所等における交差点内の交通事故を防止し、安全で円滑な交通を確保するため、信号機の改良等必要な交通安全施設の整備や交差点改良を重点的に推進する。</p> <p>(4) 主に横断歩道部など交通事故が発生するおそれの多いところで、道路照明灯を必要に応じて設置し、夜間の横断事故対策を推進する。</p> <p>(9) 必要な道路交通情報を正確に収集する車両感知器や、道路利用者に対して効果的に道路交通情報を提供するシステム等の整備に努める。</p>
<p>(県:障害者政策課) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>ウ 高齢者等の利用にも配慮した交通安全施設の整備</p> <p>(7) 高齢者、障害のある人等の活動機会の増大にも対応して、幅の広い使いやすい歩道等の整備、段差の適切な切り下げ、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を推進し、安全で快適な歩行空間の確保に努める。</p> <p>(4) 超低床ノンステップバスの運行路線において、乗降に支障のある歩道を影響がないように改善する。</p> <p>(9) 駅前など高齢者等の利用が多く、交通が輻輳している箇所において、使いやすい立体横断施設の整備に努める。</p> <p>(5) 歩行者用道路、一方通行、横断歩道等の交通規制の実施と道路標識等を高齢者にもわかりやすく見やすくするため、道路標識・標示の高輝度化、大型化、自発光化を推進する。</p> <p>(9) バリアフリー対応型信号機、信号灯器のLED化等の整備に努める。</p>

事業概要	事業内容
(2) 交通情勢の変化に対応した交通安全施設等の整備 (警察:交通規制課)	<p>ア 交通信号機の新設・改良・廃止</p> <p>(7) 交通事故多発交差点及び歩行者の横断需要の多い箇所への信号機の設置に努める。</p> <p>(4) 交通の安全と円滑を図るため、信号機の周期(サイクル)や時間配分(スプリット)の見直しを行うとともに、信号機の系統化、多現示化、右折感応化を推進する。</p> <p>(5) 交通量の減少等により設置の必要性がなくなった信号機の廃止を推進する。</p> <p>イ 実態に沿った交通規制への見直し</p> <p>道路の構造、交通量、交通事故の発生状況等交通実態を把握し、道路利用者や地域住民等からの要望・意見も十分考慮して、より合理的かつ適正な交通規制を実施するなど現行規制の見直しを推進する。</p>
(3) 農道における交通安全施設等の整備 (県:農地保全課)	<p>農道における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため、必要な安全施設を設置する。</p> <p>さらに、農道における交通量の増加が予想されるので、県公安委員会及び関係機関と十分に調整を図り、交通安全対策に留意して事業を推進する。</p>
(4) 林道における交通安全施設等の整備 (県:森林整備課)	<p>林道における交通の安全を確保するために、特に生活道路的な性格の強い路線、森林レクリエーション等に利用され一般通行車両の多い路線等を中心に必要な施設を整備する市町に対し助成する。新設に当たっては、交通安全施設の設置に配慮し、安全な通行の確保を図る。</p>
(5) 臨港道路等における交通安全施設等の整備 (県:港湾整備課) (県:漁港整備課)	<p>臨港道路等の交通の安全を確保するため、緊急・応急的に対策が必要な箇所の交通安全施設等を整備する。</p> <p>[道路照明、防護柵、道路標識、区画線、視線誘導標、道路反射鏡]</p>
<h4>4 効果的な交通規制の推進</h4>	
事業概要	事業内容
(1) 地域の特性に応じた交通規制 (警察:交通規制課)	<p>ア 通過交通の用に供される道路</p> <p>交通流の円滑を確保するため、駐(停)車禁止、指定方向外進行禁止等、交通流を整序化する交通規制を推進する。</p> <p>イ 地域内交通に供される道路</p> <p>生活環境の保全と交通安全を確保するため、速度規制、一方通行、一時停止、行者用道路及び車両通行止めなどの交通規制を推進し、地区全体としての安全・安心な環境を確立する。</p>

事業概要	事業内容
(2) 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制 (警察:交通規制課)	安全で機能的な都市交通を確保するため、計画的に生活道路対策「ゾーン 30」を推進し、交通流(量)の適切な配分誘導を図る。 また、路線バス等の公共輸送機関の安全・優先を確保する交通規制を推進し、マイカー等の利用者に公共輸送機関の利用を促し交通の円滑化を図る。 さらに、都市部における交通流に変動をもたらすような都市開発事業、大規模施設の新設、道路の整備等については、計画段階から関係機関等との事前協議を行い、先行対策を推進する。
(3) 交通実態の変化等に即した交通規制の推進 (警察:交通規制課)	ア 交通事故や渋滞発生の状況及び通行実態等の調査・分析を行うとともに、道路利用者等の意見を反映させ、最高速度規制、駐車規制・信号制御等について見直しを行い、より交通実態等の変化等に即した交通規制や信号制御等を推進する。 イ 全県を対象に、交通関係業界及び団体等から委嘱した交通規制モニターを通じて、広く交通規制の見直しに対する意見及び点検対象箇所の把握に努めるとともに、各警察署へフィードバックして連携した交通規制の見直しを図る。
(4) 高速道路等における交通規制 (警察:高速道路交通警察隊) (中日本高速道路株)	高速道路等の交通規制については、交通事故の発生状況、交通量の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、運転者等の意見要望等を総合的に勘案して真に交通実態に即したものとなるよう必要な見直しを推進する。 また、交通渋滞、交通事故、異常気象、地震等の交通障害発生時においては、その状況に応じ、臨時交通規制を迅速、的確に実施し、二次障害の発生防止に努める。

## 5 自転車利用環境の総合的整備

事業概要	事業内容
(1) 自転車通行環境の整備 (中部地方整備局) (県:くらし交通安全課) (県:道路整備課) (警察:交通規制課)	自動車や歩行者と自転車利用者が共存することができる自転車の通行空間を確保するため、道路状況や自転車の利用状況を勘案して、歩行者、自動車と分離した自転車道及び自転車専用道路の整備や、自転車専用通行帯等の交通規制を推進する。 ア 自転車利用者の安全確保 「静岡県自転車道等設計仕様書」を参考に、道路状況や自転車の利用実態を踏まえた自転車道、自転車専用通行帯等の設置による自転車通行環境の整備を推進する。 さらに、ルールの遵守とマナーの向上を図るための啓発活動を実施する。
(中部地方整備局) (県:くらし交通安全課) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	イ 放置自転車対策の推進 (7) 放置規制等に関する市町条例の制定等を進める。 (イ) 各種の自転車駐車場整備手法等について普及啓発を図る。 (ウ) 市町が実施する自転車利用者等への啓発活動を支援する。

事業概要	事業内容
<p>(2) 自転車駐車環境の整備 (県:くらし交通安全課) (県:地域産業課)</p>	<p>ア 自転車駐車場等整備の推進 自転車の駐車スペースを確保するため、関係各部門の行財政措置により、自転車駐車場等を整備する。</p> <p>イ 自転車駐車場附置義務条例制定の指導 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)に基づく、「標準自転車駐車場附置義務条例について(昭和 56 年通達建設省都再発第 101 号)」による条例の制定について、各市町への周知徹底を図る。</p> <p>ウ 放置自転車規制条例制定の指導 市町の放置自転車規制条例制定等に関し、必要な助言指導を行い、自転車等の整理・撤去等の推進を図る。</p> <p>エ 自転車利用者に対する啓発 自転車利用者の駐車マナーの向上を図るため、行政及び関係団体による積極的な啓発を推進するとともに、自転車乗用中の携帯電話使用や傘差し運転の禁止等の広報を実施する。</p>

## 6 高度道路交通システムの活用

事業概要	事業内容
<p>(1) 新交通管理システム(UTMS)の整備 (東海総合通信局) (警察:交通規制課)</p>	<p>ア 交通管制システムの高度化 新交通管理システム(UTMS : Universal Traffic Management Systems)の中核となる最新の情報通信技術を活用した交通管制システムの整備を推進する。</p> <p>イ 交通情報提供システムの整備 交通情報提供のキーインフラとなる光ビーコン(近赤外線を用いて双方向通信ができる車両感知器)の整備を検討する。</p>
<p>(2) スマートウェイの推進 (中部地方整備局) (中日本高速道路(株))</p>	<p>E T C 2.0 等で導入されている狭域通信システム(D S R C : Dedicated Short Range Communications)を活用した広範囲の渋滞データで適切なルート選択を可能とするダイナミックルートガイダンス、路面上の障害物や渋滞末尾等の情報のリアルタイムでの提供サービスについて、携帯電話、光通信等多様な通信メディアとの連携にも配慮しつつ実現を図る。</p>

7 交通需要マネジメント（TDM）の推進	
事業概要	事業内容
<p>公共交通機関利用の促進            (中部地方整備局)            (静岡運輸支局)            (県:地域交通課)</p>	<p>交通渋滞の緩和や環境負荷の低減、高齢者など交通弱者の移動手段として、公共交通機関の重要性が高まっていることから、地域住民の日常生活に不可欠なバス路線の維持や利用促進を図るとともに、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの整備、鉄道駅のユニバーサルデザイン化など、鉄道やバス等の利便性向上を図り、公共交通機関の利用を促進する。</p> <p>ア 広域的・幹線的な生活交通路線の維持のため、乗合バス事業者の運行費等に対し助成する。</p> <p>イ 過疎地域等の不採算路線の維持や市町自主運行バス事業等を行う市町に対し助成する。</p> <p>ウ 乗合バス事業者の超低床ノンステップバスの導入を支援する市町に対し助成する。</p> <p>エ 鉄道駅へのエレベーターやエスカレーターを設置など、駅のユニバーサルデザイン化事業を行う鉄道事業者に補助する市町に対し助成する。</p>
8 災害に備えた道路交通環境の整備	
事業概要	事業内容
<p>(1) 災害に備えた道路の整備            (中部地方整備局)            (県:道路保全課)            (県:道路企画課)            (静岡市)            (浜松市)</p>	<p>地震、豪雨、津波等による災害に備え、安全性、信頼性の高い道路交通を確保するため、高規格幹線道路の未整備区間の整備を推進し、道路構造物の補強等による耐震性の向上を図るとともに、道路交通の危険箇所について落石防止等の施設を整備するなど、各種防災対策を推進する。</p> <p>また、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について、防災拠点としての活用を図る。</p>
<p>(2) 災害発生時における交通規制等            (中部地方整備局)            (県:道路保全課)            (警察:交通規制課)            (静岡市)            (浜松市)</p>	<p>地震、豪雨、津波等による災害発生時に、道路の通行が危険であると認められる場合は、道路利用者等の安全を確保するため、関係機関と密接な連携の下に有効かつ適切な交通規制を実施する。</p> <p>また、交通混乱を防止し、応急対策のための緊急交通路の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供を行うため、各種メディア等を活用して道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。</p> <p>「静岡県道路通行規制情報管理提供システム」等により、中部地方整備局、静岡県、静岡市、浜松市、県道路公社が連携して県内道路の規制情報等をインターネット及び携帯電話を活用し情報発信していく。</p>

## 9 総合的な駐車対策の推進

事業概要	事業内容
<p>(1) 秩序ある駐車 の推進 (静岡運輸支局) (警察:交通指導課) (警察:交通規制課)</p>	<p>ア 自動車保管場所確保の徹底 自動車の保管場所の確保及び適用地域での軽自動車の届出について広報を行い、保管場所を確保していない車両の所有者に対しては、保管場所を確保するよう指導を行う。</p> <p>イ 交通実態の変化等に即した交通規制の推進 交通実態の変化等に即した駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流・量の変化の時間的視点と道路の区間ごとの交通環境や道路の構造の特性等の場所的視点の両面から現行規制の見直しを行う。</p> <p>ウ 高齢運転者等専用駐車区間制度の定着化に向けた広報等の推進 高齢運転者等専用駐車区間のより一層の定着化を図るため、高齢運転者等標章の円滑な交付及び同制度に対する広報啓発を推進する。</p> <p>エ 違法駐車抑止システムの活用 違法駐車車両による交通渋滞や交通事故の発生が見られることから、迷惑性、危険性の高い都市部の主要交差点に設置してある交通流監視カメラとスピーカーを活用し、違法駐車車両の抑制・排除を図る。</p> <p>オ 違法駐車に対する積極的な指導取締りの推進 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向し、住民の要望や110番通報内容を検証するなど、地域実態に即した取締りを推進する。</p> <p>カ 使用者及び運転者の責任追及の徹底 常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底するとともに、使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図るなど、使用者に対する責任の追及を徹底する。</p>

事業概要	事業内容
<p>(2) 路外駐車場の整備</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(県:都市計画課)</p>	<p>ア 駐車場整備の促進</p> <p>都市の中心部では、駐車場不足による駐車待ち車両やうろつき交通が多く、これらが引き起こす交通混雑、交通事故、商業活動への支障等が都市活動に多大な影響を与えている。</p> <p>このようなことから、駐車空間確保等の駐車場対策が急務となっている都市については、総合的・計画的な施策を進め、駐車場整備を促進する。</p> <p>駐車場整備状況 (H27. 3. 31 現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場整備地区決定都市(駐車場法第3条、都市計画法第8条) <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡市 530. 0ha</li> <li>浜松市 145. 0ha</li> </ul> </li> <li>・ 駐車場附置義務条例制定都市(駐車場法第20条) <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡市、浜松市、沼津市、掛川市</li> </ul> </li> <li>・ 都市計画駐車場(都市計画法第11条) <ul style="list-style-type: none"> <li>12箇所 3, 423台 (うち 12箇所 2, 690台供用中)</li> </ul> </li> <li>・ 届出駐車場(駐車場法第12条) <ul style="list-style-type: none"> <li>363箇所 65, 579台</li> </ul> </li> <li>・ 附置義務駐車場(駐車場法第20条) <ul style="list-style-type: none"> <li>616箇所 39, 693台</li> </ul> </li> </ul>
<p>(県:地域産業課)</p>	<p>イ 商業施設における駐車場の整備</p> <p>大型店の立地に当たっては、大規模小売店舗立地法に基づき、必要駐車台数を確保するよう設置者を指導する。</p> <p>また、ソフト事業と連動して商店街等が行う街路灯や駐車場システム等の整備については、事業を補助する市町に対し助成する。</p>
<p>(3) 違法駐車締め出しのための広報・啓発</p> <p>(警察:交通指導課)</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(県:道路整備課)</p> <p>(静岡市)</p> <p>(浜松市)</p>	<p>ア 違法駐車締め出し気運の醸成</p> <p>違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関して、広報・啓発活動を行うとともに、道路管理者、交通関係機関・団体、地域住民等と協働して違法駐車締め出し気運の醸成と高揚を図る。</p> <p>イ 資料の提供・講習時等における広報啓発</p> <p>各種講習会や広報媒体を通じ、県民に対して、違法駐車危険性・迷惑性、違法駐車に起因する交通事故実態、交通渋滞状況等を広報・啓発し、違法駐車締め出しを図る。</p>

## 10 道路交通情報の充実

事業概要	事業内容
<p>(東海総合通信局) (中部地方整備局) (県:道路企画課) (県:道路保全課) (警察:交通規制課)</p>	<p>ア 情報収集・提供体制の充実</p> <p>道路利用者の安全かつ円滑な移動を支援するため、道路交通情報に加え港湾や空港等の総合的な交通情報をポータルサイトで提供するシステムを運用し、利用者ニーズを捉えた利用しやすい情報提供を図る。</p> <p>「静岡県道路通行規制情報管理提供システム」等により、中部地方整備局、静岡県、静岡市、浜松市、県道路公社が連携して県内道路の規制情報等をインターネット及び携帯電話を活用し情報発信していく。</p> <p>イ ITSを活用した道路交通情報の高度化</p> <p>安全で円滑な道路交通を確保するため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、ETC2.0等のインフラの整備を推進する。また、高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供等を図ることにより交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMSの構想に基づき、システムの充実と、キーインフラである光ビーコンの整備等を検討する。</p>



## 1 1 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

事業概要	事業内容
<p>(1) 道路の使用及び 占用の適正化等 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>ア 道路の占(使)用の抑制 道路の占(使)用については、公共性を有するものその他やむを得ないものを除き極力これを抑制する。 また、道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路使用等についての照会、相談等の業務に適切に対応する。</p> <p>イ 不法占(使)用物件の排除等 道路本来の機能を害し、かつ歩行者、自転車等の安全通行、その他一般交通の安全と円滑を阻害している不法占(使)用物件については、パトロール等を強化して指導取締りを行うほか、交通安全運動等機会あるごとに関係機関・団体と協力した集中取締りを行い、歩行者、自転車が安心して通行できる交通環境の確保に努める。</p> <p>ウ 道路の掘り返し工事の規制等 道路の掘削を伴う工事については、掘り返し工事による事故の防止と交通の安全と円滑を確保するため、関係機関と緊密な連絡を保ちながら、施工業者に対し工事期間を短縮させる等の指導監督を徹底する。</p> <p>エ 道路使用許可行為に対する現地調査 国道、県道等の幹線道路における道路工事、作業等の道路使用許可行為については、現地調査を実施し、適正な道路使用に努める。</p>
<p>(2) 危険物輸送時の 安全確保の徹底 (県:消防保安課) (消防:県消防長会)</p>	<p>危険物取扱者を対象とした保安講習会において、危険物輸送に対する保安意識の高揚と啓発を図る。 また、タンクローリー等を対象に、危険物取扱い上の基準への適合状況やイエローカード携行状況の確認等の指導取締りを行い、危険物輸送時の安全確保を図る。</p>
<p>(3) 休憩施設等の整備の推進 (中部地方整備局) (県:道路企画課) (県:道路保全課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、幹線道路上の適切な位置に「道の駅」などの休憩施設等の整備を推進する。</p>
<p>(4) 子供の遊び場等の確保 (県:公園緑地課)</p>	<p>ア 公園等の整備 子供たちが安全で快適に遊ぶことができる、緑豊かな優れた都市環境を形成するため、住区基幹公園や都市基幹公園などの都市公園等の整備を推進する。</p>

事業概要	事業内容
(県:こども未来課)	<p>イ 児童館、児童遊園等の整備</p> <p>地域において、児童の安全な遊び場の確保と交通事故等の危険から守るため、児童やその保護者が安心して遊ぶことができる児童館(児童センター)及び児童遊園等の整備について市町に対して助言・支援する。</p>
(県:河川海岸整備課)	<p>ウ 河川空間等の利用</p> <p>河川空間は、本来、洪水時に水害が起こらないように、地域に住む人々の生命や財産を安全に守るという治水・利水の機能を有しているため、この機能を損なわない範囲で、地域の人々や子供たちが、集い、遊ぶことのできる河川公園、緑地帯、遊歩道等の整備を行う。</p>
(教育:社会教育課)	<p>エ 学校の施設開放</p> <p>公立小学校等に対し、学校教育に支障のない範囲において、平日の帰宅後、休日及び長期休業中に、子供たちの安全な遊び場の確保と交通事故等の危険から守るため、施設開放について働きかける。</p>
<p>(5) 道路法に基づく 通行の禁止又は制限</p> <p>(中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>ア 特殊車両の通行制限</p> <p>道路の構造を保全し交通の危険を防止するため、車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号)に基づき、同令第 3 条に規定する一般的制限値を超える特殊車両の通行許可を実施している。</p> <p>また、道路交通法に基づき制限外積載(けん引)となる場合には、通行経路の安全や積載方法を確認して許可を実施している。</p> <p>申請者の便宜を図るため、一元的処理制度により通行許可を実施しているが、その運用に当たっては厳正を期するとともに、迅速かつ的確な処理を行う。</p> <p>イ 特殊車両の指導取締り</p> <p>道路を通行する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径が一般的な制限値を超え、通行許可を取得していない車両に対し、現地指導取締りを実施する。</p> <p>また、特殊車両の自動取締り装置の整備推進策について検討を行う。</p> <p>ウ 異常気象時における通行規制</p> <p>豪雨、地震等の異常気象時において、道路の通行が危険であると認められる場合は、「異常気象時における道路通行規制要綱」等の定めるところにより、関係機関と密接な連携のもとに有効かつ適切な通行規制を実施し、安全で円滑な交通を確保する。</p>

## 第2節 交通安全思想の普及徹底等

### 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

事業概要	事業内容
(1) 幼児に対する交通安全教育の推進 (県:私学振興課) (県:子ども未来課) (教育:義務教育課) (教育:健康体育課)	ア 幼稚園、保育所、認定こども園、児童館における交通安全教育 必要に応じ、幼稚園、保育所、認定こども園に対し、年間指導計画に交通安全教育を組み込み、これに基づいて具体的な指導の徹底を図るよう要請する。 また、保護者に交通安全に関する指導を実施し、チャイルドシートの着用の必要性と着用効果に関する正しい知識を深めることなど、家庭における交通安全教育を推進するよう助言する。 なお、児童館や放課後児童クラブに対し、地域の実態に応じた交通安全教育に努めるよう助言する。
(県:くらし交通安全課)	イ 幼児交通安全クラブ等における交通安全教育 家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、地域が一体となった交通安全活動を推進するため、保護者の参加を中心とした「幼児交通安全指導者研修会」の開催や資料(情報)の提供、指導・助言等を行い、交通安全意識の啓発と指導者の育成を図る。 また、市町交通安全母の会などの交通安全ボランティア団体との連携を強化し、地域ぐるみ、家庭ぐるみの交通安全活動の推進を図る。

事業概要	事業内容
<p>(2) 児童生徒に対する交通安全教育の推進</p> <p>(県:私学振興課)</p> <p>(教育:義務教育課)</p> <p>(教育:高校教育課)</p> <p>(教育:特別支援教育課)</p> <p>(教育:健康体育課)</p>	<p>ア 学校における交通安全教育</p> <p>小・中・高等学校の交通安全教育は、児童生徒に、「自他の生命の尊重」と、「他者への思いやり」という基本的理念を定着させ、心身の発達段階や地域の実情に応じて、身近な交通環境における様々な危険に自ら気付いて、的確な判断の下に安全に行動できる能力・態度を養い、将来においても、健全な社会人として行動できるような人間を育成することにある。</p> <p>そのために、学校における交通安全教育を教育活動全体を通じて計画的・組織的に取り組むとともに、家庭・地域や関係機関・団体等との連携・協力を図りながら効果的に推進する。</p> <p>(7) 指導体制の確立</p> <p>学校において、交通安全指導推進委員会、児童会・生徒会の交通安全委員会、PTA交通安全対策委員会、交通安全リーダーの会等を設置し、学校・家庭・地域をあげて組織的活動をするための体制が確立できるよう指導・要請していく。</p> <p>(4) 高校生による交通安全に関する協議会の開催</p> <p>高校生が主体となり、各地域において各校の情報交換や交通安全についての協議をしたり、登下校時等の交通安全啓発運動を実施するなどして、各校における交通事故防止のための取組を充実させるとともに、「自分の命は自分で守る」という意識の向上と交通安全教育に生徒の意見を反映させる。</p> <p>(7) 計画的指導の徹底</p> <p>学校において、児童生徒や学校・家庭・地域の交通に関する実態、事故の特徴等を踏まえて、児童生徒の発達段階に応じた自校の「交通安全に関する年間指導計画」を作成し、これに基づいて交通安全に関する諸活動を効率的・有機的な関連をもって計画的に取り組むよう指導・要請していく。</p> <p>a 学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の特別活動、体育・保健、社会・公民等の教科、道徳、総合的な学習の時間等において、安全教育の推進が図られるよう指導・要請していく。</p> <p>b 「平成 28 年度交通安全運動基本方針(静岡県交通安全対策協議会策定)」に基づき、学校として交通安全運動実施計画を作成し、全国や県規模の運動に呼応する交通安全運動を自校の「学校安全計画」に位置付けて実施するよう指導・要請していく。</p> <p>c 児童生徒の交通安全意識、モラルの高揚と交通規則遵守の習慣化を図り、交通事故ゼロを目指した「交通事故ゼロ達成運動」を県・県警及び関係機関・団体等と連携して年 4 回、春・夏・秋・年末の交通安全運動に合わせて実施する。</p>

事業概要	事業内容
(県:くらし交通安全課) (教育:義務教育課) (教育:健康体育課)	d 「交通安全リーダーと語る会」の開催 小学校高学年児童(主として6年生)を交通安全リーダーに指名し、下級生の模範となるよう指導育成を図るとともに、学校と保護者、地域関係者が一体となって交通事故防止活動を効果的に推進するために「交通安全リーダーと語る会」を開催する。
(県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課)	e 自転車の安全走行指導の強化 小・中・高等学校の重点指導項目とし「自転車の安全な利用の仕方」、「走行時等の交通規則の遵守」、「マナーの向上」等の指導を関係機関と連携し徹底を図る。特に、交差点における一時停止・安全確認等について指導・要請をしていく。 また、「時差登校」を推進し、特に登下校時の自転車の安全走行指導の充実・強化を図るよう指導・要請していく。
(県:私学振興課) (教育:高校教育課) (教育:健康体育課) (警察:交通企画課)	f 高校生の安全な自転車利用に関する学校警察連携制度の活用 高校生の自転車事故防止対策の一環として、警察、教育委員会、私学協会が連携し、学校警察連携制度を効果的に活用した交通安全教育を推進する。
(教育:健康体育課) (教育:高校教育課) (警察:交通企画課)	g 自転車安全運転体験講習の実施 自転車事故発生比率の高い高校生を対象に、実車を利用した参加・体験・実践型の交通安全講習会を開催して、高校生の交通安全意識高揚を図る。
(県:くらし交通安全課) (教育:義務教育課) (教育:健康体育課) (警察:交通企画課)	h 自転車免許制度の実施 本格的な交通社会の一員となる前の小学校4年生を対象に、自転車免許制度に基づく交通安全教育を行い、自転車の交通ルールを体得させ、交通安全意識の高揚を図る。
(県:くらし交通安全課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:健康体育課)	(イ) 交通安全資料等を活用した教育の推進 a 「中学生・高校生の自転車マナー向上のための副読本」の活用 県内の中学1年生及び高校1年生を対象として、自転車の交通ルールとマナーに関する副読本を活用し、全校集会、学年集会又はホームルーム活動などにおいて交通安全指導を実施する。
(教育:高校教育課) (教育:義務教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課)	b 「ステップアップ交通安全教材」の活用 小・中・高校生の発達段階に応じた教材を活用し、体系的・系統的・継続的な交通安全教育を展開する。 c 「高校生自転車通学路危険箇所マップ」の活用 高校生の自転車通学路における危険箇所を、写真と解説を付けて教育委員会のホームページのマップ上に明示し、危険を予測し回避する力を高めるとともに、自転車事故の削減を図る。 (オ) 指導者の資質の向上 交通安全担当教員を対象に、「交通安全教育指導者研修会」を開催し、交通安全指導内容・方法・実技等を研修し、指導力の向上を図る。

事業概要	事業内容
(教育:高校教育課) (教育:健康体育課)	(カ) 高校生の運転免許に係る指導の徹底 a 二輪車の利用について 保護者からの強い要請もあり、自他の生命の尊重及び非行防止の立場から「取らない」「買わない」「乗らない」の三ない運動を原則的に支持しているが、通学・勤労等で必要な生徒には、保護者からの届出と校長の許可により運転免許取得を許可し、二輪車を利用させている。 b 運転免許取得許可について 就職等に関連して免許取得を許可する場合は、学校ごとの許可条件に従い、事故防止の指導の徹底を図る。 c 高校生に対する二輪車グッドマナー講習会 定時制及び全日制の二輪車通学者を対象に、専門家による運転技術指導を受けさせることにより、知識・技能・マナーの向上を図る。
(県:こども未来課)	イ 子ども会、地域組織(母親クラブ等)など、地域における児童健全育成組織による交通安全活動 子ども会に対し、県子ども会連合会における安全指導委員会を通じ、各市町子ども会連合会や単位子ども会における交通安全指導活動の普及を推進するよう助言する。 地域組織(母親クラブ等)に対し、県地域活動連絡協議会や単位クラブによる通学路の危険箇所の点検、小学校新入生、お年寄り等へ交通安全マスコット人形の配布、交通安全パレード等への協力を行うよう助言する。 ウ 少年団体における交通安全教育 (ア) 子ども会 各市町子ども会連合会に対し、各地域で行われる交通安全行事に協力し、交通安全ポスター大会、交通安全パレード等へ協力するよう助言する。
(教育:社会教育課)	(イ) ボーイスカウト・ガールスカウト 活動プログラムに交通安全や交通安全啓発活動を積極的に取り入れ、交通安全に対する各自の意識の高揚と地域に貢献できる人づくりに努める。
(県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課)	エ 学校等における交通安全対策 各学校等は、児童生徒についての交通安全に関する年間指導計画を立て、適切な安全対策・安全指導を行う。 実施に際しては、予め各関係方面にその計画を連絡し、資料の提供を受けるなどの指導、助言、援助を求めていく。

事業概要	事業内容
<p>(3) 社会人に対する交通安全教育の推進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)</p>	<p>ア 運転者に対する交通安全教育の推進</p> <p>(7) 「おもいやり ありがとう」の実践 交通法規を遵守させ、自転車を含む全ての運転者が高齢者をはじめとする歩行者等に対する「おもいやり」のある運転を励行させるための広報啓発活動を推進する。</p> <p>(イ) 交通安全意識の向上 地域・職場等において安全運転の重要性を具体的に教える講習会を開催し、歩行者及び自転車の保護、交差点における一時停止、安全確認の徹底、著しい速度超過、飲酒運転など死亡事故に直結する悪質・危険な運転等の防止を盛り込んだ実践的な交通安全教育を推進する。</p> <p>(ウ) 歩行者事故防止対策の推進 夕暮れ時から夜間における歩行者の交通事故を防止するため、自発光式反射材等の着用や早めのライト点灯を呼び掛ける「ピカッと作戦!」を推進する。</p> <p>(エ) 飲酒運転根絶気運の醸成 関係機関・団体と連携して飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転による交通事故の実態・悲惨さの周知、ハンドルキーパー運動の普及を図るための広報啓発活動を推進する。</p> <p>(オ) シートベルト・チャイルドシート着用の推進 全ての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用を図るため、関係機関・団体と連携し、シートベルトの着用効果や後部座席乗員が非着用の場合の危険性、チャイルドシートの使用効果・正しい使用方法に関する広報啓発活動を推進し、被害軽減対策の充実を図る。</p> <p>(カ) チャイルドシート使用徹底のための指導者養成 幼児交通安全クラブ、市町交通安全母の会等の交通安全ボランティア向け研修会等を通じて、子供を守るチャイルドシートの正しい装着、使用方法を普及・徹底させるための指導者を養成する。</p>
<p>(県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)</p>	<p>イ 地域における交通安全教育の推進 交通安全意識の高揚を図るため、交通関係機関・団体と連携し、地域の交通実態に即した地域ぐるみの交通安全活動を促進する。</p>
<p>(警察:交通企画課)</p>	<p>ウ 企業等における交通安全教育の推進 社会人として必要な交通安全意識の高揚を図るため、社員教育等の機会を捉えて交通安全教育機器等を活用した参加・体験・実践型交通安全講習の開催を積極的に推進する。</p>
<p>(教育:社会教育課)</p>	<p>エ 青年団体に対する啓発 各青年団体に対して、交通安全活動や地域の運動への積極的な参加について啓発を図る。また、日々の活動や生活においても地域のリーダーとしての自覚を持ち、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を心掛けるよう意識の啓発を図る。</p>

事業概要	事業内容
(教育:社会教育課)	<p>オ PTAに対する啓発</p> <p>静岡県国公立幼稚園PTA連絡協議会、県PTA連絡協議会、県公立高等学校PTA連絡協議会のそれぞれの研修会等を通じて、家族ぐるみ・地域ぐるみの交通安全対策について啓発するとともに、各PTA組織・会員の交通安全意識の高揚を図る。</p>
(4) 高齢者に対する交通安全教育の推進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	<p>ア 高齢者の交通安全対策の推進</p> <p>高齢者の交通事故を防止するため、全ての道路利用者に「明るく・目立て・光れ」をキャッチフレーズに、歩行者は「自発光式反射材」等の着用、自転車は「早めのライトオン」の実践と「自発光式反射材」等の着用、運転者は「早めのライトオン」の実践を促す「ピカッと作戦!」を推進する。</p> <p>また、高齢者自身の身体機能の変化に応じた安全行動を周知するとともに、高齢運転者に対して夜間や悪天候、体調不良や高速道路での運転などを控えるよう、段階的な運転自粛を関係機関と連携して呼びかける。</p> <p>さらに、事故分析・道路現況・高齢者の特性等の実態調査に基づき、関係機関・団体と連携・協働した交通安全対策を推進する。</p>
(県:長寿政策課)	<p>イ 交通安全推進事業の実施</p> <p>(7) 老人クラブ交通安全推進員による交通安全教育</p> <p>市町老人クラブ連合会が、単位老人クラブ毎に1名配置する「単位老人クラブ交通安全推進員」を中心に、県老人クラブ連合会と連携して、老人クラブ会員の交通安全教育を推進する。</p>
(警察:交通企画課)	<p>(1) 「交通安全教育指針」による交通安全教育の推進</p> <p>「交通安全教育指針」を活用した効果的な交通安全教育を推進する。</p> <p>(2) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進</p> <p>交通安全教育機器等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>また、交通安全体験車を活用した出前型の参加・体験・実践型の交通教室を開催する。</p> <p>(3) 自転車安全運転体験講習の実施</p> <p>自転車事故において致死率の高い高齢者を対象に、実車を利用した参加・体験・実践型の交通安全講習会を開催して、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。</p>
(県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	<p>(4) 高齢者関連施設等と連携した交通安全教育</p> <p>高齢者関連施設及び医療関連施設など、高齢者が利用する施設の管理者等と連携し、同施設の来所者に対する一口広報を実施する。</p> <p>またホームヘルパー等による高齢者向け介護業務を通じて交通安全等の広報啓発を実施する。</p>



事業概要	事業内容
(県:くらし交通安全課)	<p>(カ) 高齢者交通安全情報の発信 警察から提供された高齢者の死亡事故等の状況や交通安全に関する情報を、ファクシミリネットワークにより高齢者関連団体等へ提供することにより、高齢者自身の交通事故防止に対する意識を高め、高齢者事故の再発防止を図る。</p>
(県:くらし交通安全課)	<p>(キ) 高齢運転者標識の普及促進 高齢運転者の自覚を促すとともに、周囲の運転者の思いやり運転を促すため、高齢運転者標識の普及を図る。</p> <p>(ク) 夕暮れ時歩行者事故等防止対策事業の実施 交通事故が増加する夕暮れ時に、自動車の視認性を高めることで歩行者事故を防止する早めのライトオンについて、視聴覚教材、ポスター、ステッカーなどによる広報啓発活動を推進する。</p> <p>(ケ) 危険予知トレーニングの実施 高齢運転者等を対象に、実際の運転に近い動画を使用して、認知、判断を伴う危険予測技術を高めるトレーニングを行う。</p>
(警察:交通企画課)	<p>ウ 自発光式反射材等の着用の推進 自発光式反射材等の視認効果、使用方法について理解を深めるため、夜間照射実験等を取り入れた交通安全教室の開催、街頭活動、訪問指導等あらゆる機会を通じて、自発光式反射材等の着用推進を図る。特に夕暮れ時から夜間にかけての高齢歩行者の交通事故を防止するため、「明るく・目立て・光れ」をキャッチフレーズに、関係機関・団体と連携して広報啓発活動を推進する。</p> <p>エ 各種行事の機会を活用した交通安全教育 関係機関・団体等と連携し、多数が参加する各種行事等の機会を利用した交通安全教育の推進を図る。指導に際しては、事故実態を踏まえ、道路における通行方法、自発光式反射材等の着用について、具体的な指導を行う。</p>
(県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	<p>オ 電動車いす等利用者に対する交通安全教育 電動車いすや歩行補助車を利用する高齢者が、安全で正しい操作方法や交通ルールを習得できるよう、販売店等と連携して講習会等を開催する。</p>
(5) 障害のある人に対する交通安全教育の推進 (県:障害者政策課)	<p>ア 障害のある人への交通安全教育</p> <p>(ア) 身体障害者自動車安全運転教室を開催し、安全運転に対する知識と技能を深めるとともに、運転マナーを向上する。</p> <p>(イ) 障害者福祉関係団体や施設の職員、相談員等の研修会等で障害のある人への交通安全指導について啓発する。</p> <p>(ウ) 施設等で交通安全教室を開催し、日常生活において障害のある人への交通安全教育を実施する。</p> <p>イ 県民の理解 交差点等で気軽に障害のある人への手助けができるよう、障害者週間等あらゆる機会を利用して県民に啓発し、さまざまな交流やふれあいの中で、相互理解を深める。</p>

事業概要	事業内容
<p>(6) 外国人に対する交通安全教育の推進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)</p>	<p>ア 外国人に対して、本邦の交通ルールを正しく周知し、交通安全の実践を促進するため、「外国人向け交通安全ハンドブック」を作成する。</p> <p>イ 県内に在住・就労する外国人を対象とした交通ルール・マナーに関する講習会や自転車の乗り方教室を開催するほか、外国語の広報紙等による交通安全の周知・啓発に努める</p> <p>ウ 外国人交通安全教育指導員を外国人学校、外国人を雇用する事業所等に派遣して、外国人に対する交通安全教育を行い、外国人に本邦の交通ルールを周知させるとともに交通事故防止意識の高揚を図る。</p>

## 2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

事業概要	事業内容
<p>(1) 交通安全運動の推進 ～あなたが主役の交通安全県民運動～ (県:くらし交通安全課)</p>	<p>県民一人ひとりが自らの交通安全に関する意識について見直し、「おもいやりありがとう」を理念とした「人優先」の交通安全思想を基に、交通ルールへの遵守と交通マナーの実践に努め、交通事故防止に努めることが大切である。</p> <p>このため、県、警察、県教委、市町、関係機関・団体及び県民が連携・協働して、県民一人ひとりの交通安全意識向上と自発的活動の促進、教育機会の拡大・充実を図り、県民総ぐるみによる活力ある運動を展開する。</p> <p>ア スローガン ～安全を つなげて広げて 事故ゼロへ～</p> <p>イ 推進期間 本運動は、平成 28 年度からの 5 か年間の運動とする。</p> <p>ウ 目標</p> <p>(ア) 交通事故死者数 平成 32 年末までに、年間 100 人以下の達成を目指す。</p> <p>(イ) 人身事故発生件数 平成 32 年末までに、年間 30,000 件以下の達成を目指す。</p> <p>エ 重点推進項目 運動を効果的に進めるため、重点推進項目を設定し、焦点を絞り集中的に運動を推進する。</p> <p>なお、重点推進項目等以外においても、地域ごとの交通実態や情勢に応じた運動を展開する。</p> <p>(ア) 高齢者と子供の交通事故防止 (イ) 歩行者の交通事故防止 (ウ) 自転車の交通事故防止 (エ) 追突・出会い頭の交通事故防止 (オ) 飲酒運転の根絶</p>

事業概要	事業内容										
(2) 各季の交通安全運動の展開 (県:くらし交通安全課)	<p>年間の重点推進項目、交通事故実態に応じた県下統一の重点及び地域の実情に即した重点を掲げ、効果的に推進する。</p> <p>* 実施重点は、運動実施のおおむね2か月前までに定める。</p> <table border="1" data-bbox="475 389 1410 687"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 389 852 430">運 動 名</th> <th data-bbox="852 389 1410 430">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 430 852 501">春の全国交通安全運動</td> <td data-bbox="852 430 1410 501">4月6日(水)～4月15日(金)の10日間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 501 852 562">夏の交通安全県民運動</td> <td data-bbox="852 501 1410 562">7月11日(月)～7月20日(水)の10日間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 562 852 622">秋の全国交通安全運動</td> <td data-bbox="852 562 1410 622">9月21日(水)～9月30日(金)の10日間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 622 852 687">年末の交通安全県民運動</td> <td data-bbox="852 622 1410 687">12月15日(木)～12月31日(土)の17日間</td> </tr> </tbody> </table>	運 動 名	期 間	春の全国交通安全運動	4月6日(水)～4月15日(金)の10日間	夏の交通安全県民運動	7月11日(月)～7月20日(水)の10日間	秋の全国交通安全運動	9月21日(水)～9月30日(金)の10日間	年末の交通安全県民運動	12月15日(木)～12月31日(土)の17日間
運 動 名	期 間										
春の全国交通安全運動	4月6日(水)～4月15日(金)の10日間										
夏の交通安全県民運動	7月11日(月)～7月20日(水)の10日間										
秋の全国交通安全運動	9月21日(水)～9月30日(金)の10日間										
年末の交通安全県民運動	12月15日(木)～12月31日(土)の17日間										
(3) その他の運動 (県:くらし交通安全課)	<p>「交通事故ゼロの日」(毎月10・20・30日)の推進</p> <p>交通事故を防止するためには、すべての県民が「おもいやり ありがとう」の精神を基本とし、交通安全に深い関心を持ち、それぞれの立場で正しい交通安全行動を身に付け、実践することが必要である。このため、「交通事故ゼロの日」を設定し、県内における交通事故防止活動を推進する。</p> <p>なお、4月10日、9月30日については、「交通事故死ゼロを目指す日」としての活動も併せて実施する。</p>										

事業概要	事業内容
<p>(4) 交通安全啓発活動 (県:くらし交通安全課)</p>	<p>ア 高齢者事故防止対策の推進  高齡者事故の増加が著しいことから、この防止に効果的な取組を重点的に実施する。</p> <p>(ア) 危険予測トレーニング  高齡者を対象に、実際の運転に近い動画を使用して、認知、判断を行う危険予測技術を高めるトレーニングを行う。</p> <p>(イ) 高齢者事故防止キャンペーン  交通安全ボランティア等との協働により、高齡者事故が多い市町において、街頭広報キャンペーンを実施して、高齡者事故防止の啓発を図る。</p> <p>イ 追突事故ストップ作戦  事故件数の4割を占める追突事故の防止対策として、信号待ちから発進する際の追突事故等を防止するために、信号待ちで停止する際は、サイドブレーキの操作、シフトのニュートラル操作など、前車の発進の確認徹底を広報媒体を通じて周知していく追突事故ストップ作戦を展開する。</p> <p>ウ ふじのくに交通安全県民フェアの開催  最新の安全装備を搭載した車や安全技術の展示・紹介、交通安全に関する参加・体験型のアトラクションなどを通じて、県民の交通安全知識の普及と交通安全思想の高揚を図る。  〔平成28年10月29日(土)～10月30日(日) 会場:ツインメッセ静岡〕</p> <p>エ 交通安全わんクラブの加入促進  県民一人ひとりが、自ら交通安全意識の向上を目的とした広報手段として「交通安全わんクラブ」会員の加入促進を図り、県民の交通安全意識の醸成を目指す。  また、交通事故防止に役立つ話題をタイムリーにメール配信する「交通安全わんクラブニュース」の配信を行う。</p>
<p>(5) 交通死亡事故多  発時における緊急  対策 (県:くらし交通安全課)</p>	<p>交通死亡事故が一定期間、集中的に発生した場合、県内全域に「交通死亡事故多発警報」を発令し、県民の交通安全意識を喚起するとともに、県、警察、市町及び関係機関・団体が連携・協働して総合的かつ集中的に交通事故防止対策を推進する。</p>

事業概要	事業内容
<p>(6) 夕暮れ時から夜間における交通事故防止の推進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)</p>	<p>ア 目的 夕暮れ時に歩行者(特に高齢者)の死亡事故が多発することから、県民及び関係団体が一体となって、歩行者、自転車利用者には自発光式反射材等の着用、運転者、自転車利用者には早めのライトオンを促す「ピカッと作戦!」を推進することにより、交通事故防止を図る。</p> <p>イ 推進重点 道路横断中の交通事故の特徴である右からの横断者との衝突事故を防止するため、「見落とすな 右からの歩行者 左からの車」をキャッチフレーズとして広報啓発に取り組む。</p> <p>ウ 具体的推進事項</p> <p>(7) 運転者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早めのライトオン</li> <li>・ 効果的なハイビームの活用(前照灯のこまめな切替)</li> <li>・ 道路右側からの横断歩行者に対する注意喚起 「右からの 横断歩行者 要注意!!」</li> </ul> <p>(イ) 自転車対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早めのライトオン</li> <li>・ 自発光式反射材等の装着と明るい色の服装</li> </ul> <p>(ウ) 歩行者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自発光式反射材等の着用</li> <li>・ 明るい色の服装</li> <li>・ 道路横断時における、特に左方の安全確認</li> </ul> <p>※ ライトオンの目安時刻</p> <p style="margin-left: 40px;">9月～2月 午後4時</p> <p style="margin-left: 40px;">3月～5月 午後5時</p> <p style="margin-left: 40px;">6月～8月 午後6時</p>
<p>(7) 追突事故防止対策の推進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課) (警察:交通規制課)</p>	<p>ア 目的 交通事故発生件数の4割を占める追突事故を防止することにより、交通事故の総量削減を図る。</p> <p>イ 推進事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 停止時におけるサイドブレーキの活用と前方注視を促すための広報啓発活動を推進する。</li> <li>○ 追突事故多発路線・地点における現場点検を行い、安全対策を図る。</li> </ul>

事業概要	事業内容																								
(8) 交通安全に関する広報の推進 (県:広聴広報課) (県:くらし交通安全課)	<p>あなたが主役の交通安全県民運動の重点日である「交通事故ゼロの日」、各季の交通安全運動期間及び交通事故が多発した際に、ポスター、交通安全だより、県民だより、テレビ・ラジオ、県ホームページ・SNS (YouTube・Facebook) などを通じて、県民一人ひとりが交通事故を自らの問題と捉え、自主的に交通ルールの遵守と交通マナーの実践がなされるよう県民の交通安全意識の高揚に努める。また、県各部局の持つあらゆる広報媒体でも交通安全情報を積極的に提供する。</p> <p>ア 印刷広報</p> <table border="1" data-bbox="520 651 1388 999"> <thead> <tr> <th>媒体種別</th> <th>発行時期</th> <th>配布先・部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動用ポスター</td> <td>各季の運動時</td> <td>市町・関係機関 6,760部/回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通安全運動実施要綱</td> <td>各季の運動時</td> <td>市町・関係機関 2,030部/回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通安全だより</td> <td>年4回</td> <td>市町・関係機関 9,800部/回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県民だより</td> <td>毎月1回</td> <td>各家庭、市町等 1,150,000部/回</td> <td>適時</td> </tr> <tr> <td>点字県民だより</td> <td>毎月1回</td> <td>視覚障害のある方 450部/回</td> <td>交通安全広報</td> </tr> </tbody> </table>	媒体種別	発行時期	配布先・部数	備考	運動用ポスター	各季の運動時	市町・関係機関 6,760部/回		交通安全運動実施要綱	各季の運動時	市町・関係機関 2,030部/回		交通安全だより	年4回	市町・関係機関 9,800部/回		県民だより	毎月1回	各家庭、市町等 1,150,000部/回	適時	点字県民だより	毎月1回	視覚障害のある方 450部/回	交通安全広報
媒体種別	発行時期	配布先・部数	備考																						
運動用ポスター	各季の運動時	市町・関係機関 6,760部/回																							
交通安全運動実施要綱	各季の運動時	市町・関係機関 2,030部/回																							
交通安全だより	年4回	市町・関係機関 9,800部/回																							
県民だより	毎月1回	各家庭、市町等 1,150,000部/回	適時																						
点字県民だより	毎月1回	視覚障害のある方 450部/回	交通安全広報																						

事業概要	事業内容				
<p>右記の（イ 視聴覚広報）内容等については、統一広報の契約によって変動等が生じる。</p>	イ 視聴覚広報				
	種 別		局 名	期間・回数・時間等	備 考
	こえの県民だより		毎月1回	市町・福祉施設等 160本/回	適時交通安全情報を放送
	区分	種 別	局 名	期間・回数・時間等	備 考
	ラジオ	交通事故ゼロの日 スポットCM	県内民放ラジオ	ゼロの日 3回/月	
		ピカッと作戦！強化の 日 スポットCM	県内民放ラジオ	毎月15日 1回/月	
		各季の交通安全運動用 スポットCM	県内民放ラジオ	各季の運動期間中 1回/日	
		死亡事故多発時 スポットCM	県内民放ラジオ	死亡事故多発時	
		県政広報番組	SBSラジオ	毎週2～3回（随時）	適時に交通安全の 番組及び告知を放送
			K・MIX	毎週2回（随時）	
コミュニティFM	毎月1回（随時）				
インター ネット	県ホームページ		随時更新		
			ショートフィルムの 活用		
(県：くらし交通安全課)	<p>ウ 報道機関へのパブリシティ活動 交通安全の推進に関する記事素材の提供や取材協力を積極的に行う。</p>				



事業概要	事業内容																				
(9) 交通事故情報の 随時提供 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	<p>県民の交通事故防止に資するため、県ホームページやファクシミリネットワークを活用し、交通事故の発生場所や事故状況について、随時情報提供を行う。</p> <table border="1" data-bbox="467 347 1417 781"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発信媒体</th> <th>期間・回数等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通事故地理情報分析システム(GIS)</td> <td>県警ホームページ</td> <td>随時</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高齢者交通安全情報</td> <td>ファクシミリネットワーク</td> <td>随時 (1～2回/月)</td> <td>高齢者福祉団体、各市町等へ送信</td> </tr> <tr> <td>交通安全情報</td> <td>ファクシミリ、電子メール、HP</td> <td>随時 (1～2回/月)</td> <td>小・中・高等学校、交通関係団体、各市町等へ送信</td> </tr> <tr> <td>交通安全わんクラブニュース</td> <td>メールマガジン(PC、携帯電話)</td> <td>随時 (1～2回/月)</td> <td>希望登録した県民に向けた配信</td> </tr> </tbody> </table>	種別	発信媒体	期間・回数等	備考	交通事故地理情報分析システム(GIS)	県警ホームページ	随時	—	高齢者交通安全情報	ファクシミリネットワーク	随時 (1～2回/月)	高齢者福祉団体、各市町等へ送信	交通安全情報	ファクシミリ、電子メール、HP	随時 (1～2回/月)	小・中・高等学校、交通関係団体、各市町等へ送信	交通安全わんクラブニュース	メールマガジン(PC、携帯電話)	随時 (1～2回/月)	希望登録した県民に向けた配信
種別	発信媒体	期間・回数等	備考																		
交通事故地理情報分析システム(GIS)	県警ホームページ	随時	—																		
高齢者交通安全情報	ファクシミリネットワーク	随時 (1～2回/月)	高齢者福祉団体、各市町等へ送信																		
交通安全情報	ファクシミリ、電子メール、HP	随時 (1～2回/月)	小・中・高等学校、交通関係団体、各市町等へ送信																		
交通安全わんクラブニュース	メールマガジン(PC、携帯電話)	随時 (1～2回/月)	希望登録した県民に向けた配信																		
(10) 交通安全ラジオ・ケーブルテレビネットワークの活用 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	<p>多くの県民に交通安全情報を発信するため、県内民間ラジオ局 11 局、ケーブルテレビ 14 局との間で構築したネットワークを効果的に活用し、交通安全情報を随時提供する。</p>																				
<h3>3 交通安全推進施策及び体制の充実</h3>																					
事業概要 (県経営管理部) (県:くらし交通安全課) (県交通基盤部) (県教育委員会) (県警察本部)	総合的な交通安全対策を推進するため、交通問題に関する諸対策を継続的に検証していく。また、高齢者事故の削減対策など、重要かつ喫緊の課題についても、関係機関等との連携を一層強め、効果的な施策の展開を図る。																				
<h3>4 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進</h3>																					
事業概要 (1) 静岡県交通安全指導員 (警察:交通企画課)	<p>警察署内の交通安全協会各地区支部に配置する静岡県交通安全指導員は、警察官等と連携して、幼児、児童、生徒、保護者及び高齢者に対する交通教室を開催するとともに、対象に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>また、運転免許を保有していない高齢者を重点に、訪問指導によるきめ細かな交通安全教育を推進する。</p>																				

事業概要	事業内容
(2) 幼児交通安全クラブ (県:くらし交通安全課)	幼児交通安全クラブの計画的かつ組織的な活動を積極的に推進するとともに、活動内容の充実を図るため、幼稚園等の関係機関と緊密な連携を図り、保育所の教諭、保育教諭、保育士、母親を対象とした実践的な研修会を開催して指導力及び資質を向上させ、幼児を持つ家庭への基礎教育を通じて、幼児指導を徹底させる。
(3) 交通安全母の会 (県:くらし交通安全課)	家庭における交通安全意識を定着させるとともに、地域の交通安全活動を活性化させるため、母の会会員等を対象に研修会を開催し、資質及び指導力の向上を図り、子供と高齢者の交通事故防止対策を推進させる。
(4) 交通指導員会 (県:くらし交通安全課)	児童・園児を中心とした地域住民等への交通安全指導や交通安全思想の普及活動を推進している民間交通指導員に対して、リーダー及び実務者研修会の開催や交通安全関係資料の提供により資質及び指導力の向上を図る。 また、静岡県交通指導員会連合会の運営について、積極的に指導と助言を行う。
(5) 地域、職域交通安全会等 (県:くらし交通安全課)	県民一人ひとりの交通安全の意識啓発のため、市町、職域等の関係機関・団体に働きかけ、町内会交通安全会、職場交通安全会等の県民主体の組織づくりを促進する。
(6) シルバーポリスの育成等 (警察:交通企画課)	各地区の老人クラブ員の中から警察署長名で委嘱している「シルバーポリス」との連携を図り、高齢者宅訪問指導等シルバーポリスの自主的な交通安全活動に対する指導・助言を積極的に推進する。

## 5 県民の参加・協働の推進

事業概要	事業内容
(1) 県民の参加・協働の推進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	県、警察、市町、民間企業、団体等と県民が連携を密にして、各地域の交通実態に即した身近な活動を展開し、県民の参加・協働を積極的に推進する。
(2) 民間の組織活動等の促進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	安全運転管理協会、交通安全協会等の交通安全組織をはじめとする交通安全対策協議会実施機関・団体等が行う交通安全教育、広報・啓発活動等各種交通安全活動の活性化を図るため、情報の提供、助言・指導、講師の派遣などを積極的に推進する。

## 6 市町における交通安全推進体制の整備・拡充の指導

事業概要	事業内容
(県:くらし交通安全課)	県及び国の指定地方行政機関は、市町における交通安全推進体制の整備・拡充について指導・助言を行う。 また、市町が交通安全(実施)計画を作成する際には、国及び県に準じた施策や地域の実情に応じた施策が講じられるよう適切に助言する。

### 第3節 安全運転の確保

#### 1 運転者教育等の充実

事業概要	事業内容
<p>(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 (警察:運転免許課)</p>	<p>ア 自動車教習所の教習の充実 自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、ドライブレコーダーの画像を取り入れた教習を行い教習水準を高める。 また、教習水準に関する情報の県民への提供に努める。</p> <p>イ 取得時講習の充実 自動車教習所に入校せず、運転免許試験に合格した者に、危険を予測した運転や高速道路走行、降雨・夜間等特殊な状況時の走行など、実車と座学を組み合わせた講習と負傷者に対する応急救護の措置に関する講習を行い安全運転への意識の高揚を図る。</p> <p>ウ 原付講習の充実 原付免許の合格者等に、原動機付自転車の操作方法や安全な走行方法を身につけさせるため、実車や教材等を使用し講習を行い安全運転への意識の高揚を図る。</p>
<p>(2) 運転者に対する再教育等の充実 (警察:運転免許課) (警察:運転者教育課)</p>	<p>ア 飲酒取消処分者講習では、飲酒運転が原因で免許取消となった者は、飲酒運転の再犯率が高いことから、自らの飲酒傾向などの生活習慣について記させた日記を教材として使用するなど、きめ細やかな講習を行う。</p> <p>イ 取消処分者講習は、運転適性検査とカウンセリング、運転技能適性診断等を行い各受講者の危険性の矯正に努める。</p> <p>ウ 停止処分者講習では、受講者に免許停止の原因となった交通違反や事故の危険性を再認識させるとともに、規範意識の向上を図ることを重点とし、講習指導員に対する指導教養と情報発信により講習の充実に努める。</p> <p>エ 違反者講習では、受講者に運転特性を自覚させるとともに、規範意識の向上を図ることを重点とし、講習指導員に対する指導教養と情報発信により講習の充実に努める。</p> <p>オ 初心運転者講習では、少人数による集団討議、実車を使用した危険予知、危険判断の実技により個別具体的な講習を行う。</p> <p>カ 更新時講習は、優良運転者、一般運転者、違反運転者、初回更新者のそれぞれの講習区分に応じたきめ細やかな講習を実施する。 また、最近の高齢者事故の特徴と傾向を分析した資料を活用し、高齢者の特性を受講者により深く理解させるよう講習内容の充実を図る。</p>

事業概要	事業内容
	<p>キ 高齢者講習は、70歳以上の高齢者に対して、地域の交通事故発生状況とその防止方法、運転適性診断及び実車指導を通じての安全運転について、受講者個々に具体的な指導を実施する。</p> <p>また、身体機能・運転能力に低下が認められない高齢者には、チャレンジ講習の受講を促進する。</p> <p>ク 自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。</p>
<p>(3) 二輪車安全運転対策の推進 (警察:交通企画課) (警察:高速道路交通警察隊)</p>	<p>ア 自動二輪車、原動機付自転車の運転者に対する安全教育の推進 交通安全協会、二輪車安全運転推進委員会、二輪車安全普及協会等の関係団体と連携し、正しい二輪車運転マナー、運転技能を中心とした自動二輪車安全運転講習及び原付技能安全講習を開催する等、交通安全教育を推進する。</p> <p>イ 交通安全推進組織の活動促進 二輪利用者への安全意識の高揚を図るため、二輪車安全運転推進クラブ等に対し、二輪車安全運転大会、各種の交通安全活動への積極的な参加や交通安全講習会の開催等、自主的な安全活動を推進する。</p> <p>ウ 高速道路等における自動二輪車二人乗りの指導取締り 条件付きで認められている高速道路等における自動二輪車二人乗りの交通事故を防止するため、安全な乗り方について指導する。</p> <p>エ 被害軽減対策の推進 関係機関・団体と連携して、二輪車用プロテクター・エアバッグジャケット等の普及促進による被害軽減対策を推進する。</p>
<p>(4) 若者運転者対策の充実 (警察:交通企画課)</p>	<p>ア 若者交通安全活動の活性化 若者を対象とした研修会を開催し、職場や地域における安全活動の活性化を図る。</p> <p>イ 参加・体験・実践型交通安全講習の推進 速度超過や運転技術の過信等に起因する若者運転者事故を防止するため、危険体験を取り入れた参加・体験・実践型交通安全講習会の開催を推進する。</p>

事業概要	事業内容
<p>(5) 高齢運転者支援 対策の推進 (警察:交通企画課) (警察:運転免許課)</p>	<p>ア 高齢者に対する教育の充実 75歳以上の高齢更新者を対象とした講習予備検査が、適正かつ効果的に実施されるために、検査結果の点検と実施機関に対する適切な指導を強化するとともに、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許取消し等の行政処分を行うとともに、高齢運転者の交通事故防止を図る。</p> <p>イ 臨時適性検査の確実な実施 講習予備検査(認知機能検査)の機会等を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行う。 また、臨時適性検査の円滑な実施のため、認知症専門医との連携を強化するなど、態勢の強化に努める。</p> <p>ウ 交通安全教育機器の効果的活用 ドライビングシミュレータ、身体機能や運動能力の低下を正しく自覚させる各種交通安全教育機器を効果的に活用した参加・体験・実践型の交通安全講習を開催する。</p> <p>エ 自動車運転体験講習の開催 加齢に伴う身体機能の低下が運転に及ぼす影響を正しく理解させるため、高齢運転者を対象に、実車を利用した参加・体験・実践型の安全運転講習会を開催して、高齢運転者の運転技能の自覚を図る。</p> <p>オ 運転免許証自主返納制度の推進 高齢運転者に対し申請による運転免許証の取消し(自主返納)制度の周知を図るとともに、運転経歴証明書の発行など、自主返納した者に対する支援に努める。</p> <p>カ 高齢運転者標識(高齢者マーク)の活用 高齢運転者安全意識を高めるため、各種講習会、交通安全運動等各種広報啓発活動を通じて高齢者マークの積極的な表示の促進を図る。</p>
<p>(6) 高齢運転者等の 保護 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)</p>	<p>ア あらゆる機会を通じて高齢運転者標識、身体障害者マーク、聴覚障害者マークの普及促進を図るとともに、周囲の運転者に対し、高齢運転者や身体の不自由な運転者への思いやりのある運転を促すための交通安全教育や広報啓発を推進する。</p> <p>イ 高齢運転者標識表示車両優先駐車枠の広報や高齢者講習などの機会をとらえ、高齢運転者標識の表示・促進を図ることにより思いやり運転の浸透を図り、高齢運転者事故の減少を目指す。</p>

事業概要	事業内容
<p>(7) シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 (警察:交通企画課) (警察:交通指導課)</p>	<p>ア 広報活動の推進 シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの着用について、各種講習会、交通安全運動、街頭指導等あらゆる機会を通じて、被害軽減効果の周知やその正しい着用について徹底を図る。</p> <p>イ 指導取締りの強化 シートベルト、チャイルドシート及びヘルメット非着用者に対する指導取締りを強化する。</p>
<p>(8) 先進安全自動車(ASV)等の普及促進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)</p>	<p>ア 先進安全自動車(ASV: Advanced Safety Vehicle)の普及促進 車間距離制御システムや前方車両衝突警報装置、車両周辺障害物警報システム等の先進安全技術が導入された先進安全自動車(ASV)の安全性を広く広報して、その普及促進を図る。</p> <p>イ ドライブレコーダーの普及促進 装着することにより、運転者が緊張感を持ち、交通安全意識の向上効果のあるドライブレコーダーの装着促進を図る。</p> <p>ウ 二輪車用プロテクターの普及促進 二輪車用プロテクター(エアバッグジャケットを含む。)は、二輪車事故における当該乗務員の被害軽減に効果があることから、二輪車、原付運転者の安全を確保するための二輪車用プロテクターの着用の促進を図る。</p>
<p>(9) 自動車の運転に関する研修等の充実 (警察:交通企画課)</p>	<p>自動車安全運転センターと連携し、同センターが行う交通安全に関する研修や通知、証明業務等の充実、普及に努める。</p>
<p>(10) 自動車運転代行業の指導育成等 (静岡運輸支局) (県:地域交通課) (警察:交通企画課) (警察:交通指導課)</p>	<p>自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為に対し厳正な取締りを実施する。</p>
<p>(11) 自動車運送事業者等に從事する運転者に対する適性診断の充実 (静岡運輸支局)</p>	<p>自動車運送事業者に従事する運転者に対する適性診断については、民間参入の促進を図る等により、受診環境の整備を行い、受診を積極的に促進する。</p>
<p>(12) 悪質・危険な運転者の早期排除対策の推進 (警察:運転者教育課)</p>	<p>悪質・危険な運転者を道路交通の場から早期に排除するため、行政処分の適正かつ迅速な執行を推進する。</p>

2 運転免許業務運営の改善	
事業概要	事業内容
(警察:運転免許課)	<p>交通事故の傾向等、最近の交通情勢を踏まえた運転免許業務の見直し・検討を行う。運転免許試験については、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するものとなっているかについて検証を行い、必要に応じ、改善を図る。</p> <p>また、県民の立場に立った運転免許業務に努めるとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の拡充を図る。</p> <p>さらに、運転免許試験場における障害者等のため設備・資機材の整備及び運転適性相談活動の充実を図る。</p>
3 安全運転管理の推進	
事業概要	事業内容
(警察:交通企画課)	<p>ア 安全運転管理体制の強化 安全運転管理者等未選任事業所の発見を強化する等、安全運転管理業務の徹底を図る。</p> <p>イ 法定講習の充実 講師には学識経験者を充てるなど効果的な講習体制を推進する。</p> <p>ウ 安全活動の推進 使用者等の安全意識の向上を図り、効果的な安全運転管理を推進するため、安全運転管理推進事業所説明会、交通事故防止研修会、事業主セミナー、セーフティ・ドライバー・コンテスト、交通事故防止コンクール、事業所個別指導等、安全活動に向けての行事を自主的かつ積極的に推進する。</p> <p>エ 安全運転管理者に対する通報制度の活用 安全運転管理者等選任事業所従業員による死亡事故等の発生に伴う通報制度を活用し、迅速かつ効果的な情報提供により事業所における実効性のある安全運転管理を推進する。</p>

4 自動車運送事業者の安全対策の充実	
事業概要	事業内容
<p>(1) 自動車運送事業者に対する指導監督の充実 (静岡運輸支局)</p>	<p>ア 労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては厳正な処分を行う。このため、効果的かつ効率的な監査を実施するための監査システムの構築及び監査実施体制の充実・強化を図る。</p> <p>また、関係行政機関相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等を活用することにより、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図るとともに、事業者団体等関係団体を通じての指導にも努める。</p> <p>さらに、貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じての過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。</p> <p>このほか、点呼時に義務付けとなっているアルコール検知器の備付けや使用の確認により、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを目指す。</p> <p>イ 事業者が経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその取組状況について優れている点は評価し、改善の余地がある点は助言する「運輸安全マネジメント評価」を強力に推進し、よりきめ細やかな評価を行うなど本制度を深度化するとともに、義務付け対象外の事業者における運輸安全マネジメントのあり方について検討し、具体化する。</p> <p>ウ 高速バス、トラック、タクシー等について、高速道路等における事故時の被害を軽減するため、シートベルト着用徹底等の指導強化を図る。</p> <p>なお、指導に当たっては、エコドライブ(環境負荷の低減に配慮した自動車の使用)の推進にも配慮する。</p>
<p>(警察: 交通指導課)</p>	<p>エ 使用者等に対する通知制度の活用</p> <p>適正な運行管理を図るため、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通知制度を活用するとともに、使用者、自動車運転代行業者、安全運転管理者等による下命・容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底する。</p>
<p>(2) 安全運転の確保に資する機器の普及及び活用策の充実 (静岡運輸支局)</p>	<p>映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等の安全運転の確保に資する機器の普及促進に努めるとともに、運送事業者における乗務員のリスク情報の把握や共有、経営者や運行管理者による事故の再発防止対策の検討・立案等を容易に、かつ、効果的・効果的に実施するための映像記録型ドライブレコーダーの活用手順について周知を図る。</p> <p>また、映像記録型ドライブレコーダーにより得られた情報の事故分析への更なる活用方法等について検討し、活用方法等の充実に努める。</p>



事業概要	事業内容
(3) 自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施 (静岡運輸支局)	事業用自動車の事故に関する情報の充実を図るため、自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号)に基づく事故情報の収集・分析に加え、自動車運送事業に係る交通事故要因分析のための情報収集・分析を強化するとともに、これらの事故情報について、多角的に分析等を実施する。
(4) 運行管理者等に対する指導講習の充実 (静岡運輸支局)	運行管理者等に対する指導講習について、民間参入の促進を図ること等により受講環境の整備を行う。
(5) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等 (静岡運輸支局)	各県貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」(通称 G マーク事業)を促進する。 また、国、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業(通称 G マーク認定事業所)の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら当該事業所が積極的に選択されるよう努める。

## 5 交通労働災害の防止等

事業概要	事業内容
(1) 交通労働災害の防止 (静岡労働局) (県:労働政策課)	ア 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図る。 イ 関係事業者団体等と連携し、事業場における交通労働災害防止活動の推進を図る。 ウ 交通労働災害防止に向けた講習会、研修会の開催等の啓発活動を実施する。
(2) 労働災害防止団体が行う交通労働災害防止活動への指導・援助 (静岡運輸支局) (静岡労働局)	陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部の「追突・墜落災害ゼロ安全宣言 43,000 人運動」等関係団体が行う労働災害防止活動の一環としての交通労働災害防止活動に対し、指導・援助を行う。
(3) 労働条件確保のための監督指導 (静岡労働局)	ア 自動車運転者の労働時間等の労働条件については、引き続き重点対象として、その確保、改善のための監督指導を実施する。 イ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第 7 号)の周知徹底に努める。
(4) 労働条件改善のための相互連携 (静岡労働局) (静岡運輸支局)	監査・監督の効果を高めるため、関係機関相互での連携を図る。

6 道路交通に関する情報の充実	
事業概要	事業内容
<p>(1) 道路交通情報の充実 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課)</p>	<p>高度化、多様化する道路利用者のニーズに応えるため、交通情報板やインターネット等により道路利用者に対して交通規制、交通渋滞、気象情報、道路工事等の道路交通に関する情報を的確かつ効果的に提供し、道路利用者の合理的なルート選択を促して、適切な交通流・交通量の分散、誘導を行うことにより、既存道路網の有効利用を促進、交通渋滞を緩和する等、道路交通の安全と円滑を図る。</p>
<p>(2) 道路交通情報を提供するシステムの整備等 (東海総合通信局) (中部地方整備局) (警察:交通規制課) (中日本高速道路株)</p>	<p>ア 高度道路交通システム(I T S)の整備</p> <p>(ア) 道路交通情報通信システム(V I C S:Vehicle Information and Communication System)の普及</p> <p>光ビーコン、電波ビーコン、FM多重放送を通じて車載機(カーナビゲーションシステム)に渋滞情報、規制情報、旅行時間情報等の交通情報を提供する道路交通情報通信システム(V I C S)の整備を推進するとともに、より詳細な情報を受信することができる光ビーコン対応車載機の普及を図る。</p> <p>(イ) 自動料金収受システム(E T C:Electronic Toll Collection System)の整備</p> <p>渋滞の解消、利用者サービスの向上を図るため、高速自動車国道等の有料道路の料金所で一旦停止することなく自動的な料金の支払いを可能にする自動料金収受システムの整備を促進する。</p> <p>イ コミュニティ放送局の普及促進</p> <p>カーラジオ等のFMラジオを通して、地域住民や観光客等へ当該地域に密着したきめ細かな道路情報を提供していくため、市町の一部地域を対象に放送を行うコミュニティ放送局の普及促進を図る。</p>

事業概要	事業内容
<p>(3) 気象情報等の充実 (静岡地方気象台)</p>	<p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に予報・警報等を発表する。</p> <p>さらに、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やITを活用した観測・監視体制の強化を図るものとする。このほか、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。</p> <p>気象の予報(注意報)及び警報伝達系統図</p> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">——</span> 法令(気象業務法等)による通知、周知の系統  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">——</span> 地域防災計画、行政協定による伝達系統  <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">----</span> 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知の系統  <span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関 </p> <p> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">◎</span> 防災情報提供システム  <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">○</span> 専用電話・FAX  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">△</span> 加入電話・FAX  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">▽</span> オンライン(アデス経由)  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□</span> 県防災行政無線  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">◇</span> 市町防災行政無線  <span style="border: none; padding: 2px;">無印</span> その他 </p> <p>注) 特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。</p>

## 第4節 車両の安全性の確保

### 1 自動車アセスメント情報の提供等

事業概要	事業内容
(静岡運輸支局)	<p>自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の種類ごとの安全性に関する比較情報等を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。これにより自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進すると同時に、自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進する。</p> <p>また、チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより、その選択を通じて、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。</p>

### 2 自動車の検査及び点検整備の充実

事業概要	事業内容
(1) 自動車の検査の充実 (静岡運輸支局)	<p>道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応して、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、IT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。</p>
(2) 自動車の点検整備の推進 (静岡運輸支局)	<p>ア 自動車点検整備の推進</p> <p>自動車ユーザーの保守管理意識を向上し、点検整備の確実な実施の推進を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に積極的に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進する。</p> <p>また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。</p> <p>なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。</p> <p>イ 不正改造車両の排除</p> <p>道路交通に危険を及ぼす等社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車両を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の一層の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止に努める。</p> <p>また、不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。</p>

事業概要	事業内容
	<p>ウ 自動車分解整備事業の適正化及び近代化  点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。  また、点検整備の適正化を阻害する未認証行為の排除のため、未認証行為を行っている者に対する指導を強化する。</p> <p>エ 自動車の新技術への対応等整備技術の向上  自動車技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応していく必要があることから、実態調査等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応していくための技術の高度化を推進する。  また、整備主任者等を対象とした研修の実施等により、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため整備要員の技術向上を図るとともに、一級整備士制度の活用を推進する。</p> <p>オ ペーパー車検等の不正事案に対する対処強化  民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が増加していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。</p>
<p>(3) リコール制度の  充実・強化  (静岡運輸支局)</p>	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車製作者等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車製作者等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑問のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。</p> <p>さらに、ユーザーの目線に立った、より迅速かつ着実なリコール実施のための情報収集体制及び調査分析体制の強化を図るため、次の施策を講じる。</p> <p>ア 不具合情報やリコール情報等に関し、自動車製作者等から収集している不具合情報の拡充、海外機関との連携強化により、情報収集体制の充実強化を図る。</p> <p>イ 収集した不具合情報について、スクリーニングを的確に行うとともに、独立行政法人交通安全環境研究所における技術検証体制を一層強化し、調査分析体制の充実強化を図る。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。</p>

3 自転車の安全性の確保	
事業概要	事業内容
(1) 街頭指導の強化 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	各季の交通安全運動、交通事故ゼロの日、ピカッと作戦強化の日、県下一斉自転車指導強化の日(カルガモの日)に、街頭指導や広報・啓発活動を積極的に展開し、自転車の基本的な通行方法等の理解の定着を図るとともに、歩行者や他の車両に配慮した通行等正しい乗り方の周知徹底を図る。
(2) 安全教育の推進 (県:くらし交通安全課) (県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課) (警察:交通企画課)	<p>ア 効果的な安全教育の推進</p> <p>中・高校生の自転車利用については、交通社会の一員として、自己の安全と他の交通や社会の安全に貢献できる健全な社会人を育成する観点から、自転車教室の計画的開催と「自転車安全利用五則」を活用した安全教育を推進する。</p> <p>また、スクエアード・ストレイト教育技法を取り入れた交通安全教室を開催し、自転車の安全利用に関する意識の向上による交通事故防止を図る。</p> <p>イ 学校警察連携制度の活用</p> <p>自転車安全指導カードの指導結果を、各学校における交通安全教育に反映させるため学校警察連携制度を効果的に活用した安全教育を推進する。</p> <p>ウ 自転車運転者講習制度の広報啓発活動の推進</p> <p>危険な交通違反を繰り返す悪質自転車運転者は、自転車運転者講習を受講しなければならないことから、講習の趣旨、内容、対象危険行為等についての広報啓発活動を推進する。</p>
(3) 自転車の安全な利用の確保 (県:くらし交通安全課) (県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課) (警察:交通企画課)	<p>自転車の安全な利用を確保するため、自転車軽自動車商業協同組合・学校関係者等と連携した点検の実施や自転車安全整備店における定期的な点検整備による規格・基準に適合した自転車(BAAマーク・TSマーク等貼付)の利用を呼び掛けるなど安全意識や点検整備意識の徹底を図る。</p> <p>さらに、児童生徒が利用する自転車の点検整備についても、引き続き関係団体の積極的な協力を求めている。</p> <p>また、夜間における自転車事故を防止するため、自転車のライト点灯を徹底させるとともに、自転車側面等への反射材の取付けを促進する。</p>
(4) 自転車安全利用対策の推進 (県:くらし交通安全課) (県:私学振興課) (教育:健康体育課) (警察:交通企画課) (関東経済産業局)	<p>ア 自転車の安全利用を図るための条例制定等の検討</p> <p>自転車利用者に対して、自転車は道路交通法により「車両」であることを認識させるとともに、「サイクルスポーツのメッカ」にふさわしい安全利用モラルの醸成を図るため、自転車の安全利用に関する条例の制定等に向けた検討を行う。</p> <p>イ 自転車の安全点検等の徹底</p> <p>自転車の安全な利用を確保するため、自転車に関する日本工業規格の整備等により必要な品質の規格・基準を整備するとともに、一般財団法人日本車両検査協会が実施している自転車技士制度の拡充を図る。</p> <p>また、交通関係用品の安全性の確保及び向上のため、一般財団法人製品安全協会が実施しているSGマーク制度のPR活動を引き続き実施する。</p>

事業概要	事業内容
(5) 自転車保険への加入促進 (県:くらし交通安全課) (教育:健康体育課) (警察:交通企画課)	自転車利用者が加害者となる交通事故において、高額な損害賠償を命じる判決が相次いでいることから、事故発生時における賠償責任の原資を担保し、被害者の救済を図るため、損害賠償責任保険等への加入促進を図る。
<h2>第5節 道路交通秩序の維持</h2>	
<h3>1 交通の指導取締りの強化等</h3>	
事業概要	事業内容
(1) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等 (警察:交通指導課) (警察:交通機動隊)	<p>ア 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点をおいた指導取締りの強化等</p> <p>(ア) 飲酒運転・無免許運転・速度超過・信号無視・横断歩行者妨害・一時停止・交差点右左折方法・整備不良・積載物重量制限超過の違反に重点を置き指導取締りを強化する。</p> <p>(イ) 無免許運転周辺者(車両提供者、同乗者等)及び飲酒運転周辺者(車両提供者、酒類提供者、同乗者)に対する責任追及を徹底する。</p> <p>イ 規範意識向上に資する違反取締りの強化</p> <p>携帯電話使用等・座席ベルト着用義務・幼児用補助装置(チャイルドシート)使用義務違反の指導取締りを強化する。</p> <p>ウ 背後責任の追及</p> <p>(ア) 事業活動でなされた過積載、過労運転等の組織的・構造的な違反については、自動車の使用者等の背後責任追及を徹底する。</p> <p>(イ) 必要に応じ、自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導監督処分等を行うことにより、この種の違反の再発防止を図る。</p> <p>エ 自転車利用者に対する指導取締りの推進</p> <p>「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、通行区分違反等、歩行者に危険を及ぼす違反等に対する指導を一層強力に推進するとともに、いわゆる「ピスト」など制動装置不良自転車運転を始め、指導警告に従わず違反を継続したり、違反行為により通行車両や歩行者に具体的な危険を生じさせるなど、悪質・危険な違反に対しては、積極的に検挙措置を講じる。</p>
(2) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等 (警察:高速道路交通警察隊)	<p>高速道路等においては、交通事故の発生実態を勘案し、機動警ら・駐留警戒活動を強化する。</p> <p>交通指導取締りにおいては、交通死亡事故に直結する、著しい速度超過、車間距離不保持、通行帯違反等を重点とした指導取締りの推進を図るとともに、運転者の規範意識向上に資する、携帯電話使用等、全座席の座席ベルト非着用の取締り、幼児用補助装置(チャイルドシート)の使用義務違反等についても指導取締りを強化する。</p>

事業概要	事業内容
(3) 科学的な指導取締りの推進 (警察:交通指導課)	交通指導取締り管理簿及び交通GIS(交通事故地理情報分析システム)を活用し、交通事故の発生実態を分析するなど、交通事故実態に的確に対応した科学的かつ効率的な指導取締りを推進する。
<b>2 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化</b>	
事業概要	事業内容
(1) 適正かつ迅速な交通事故事件捜査の推進 (警察:交通指導課)	ひき逃げ事件等の重大特異交通事故事件発生の際、速やかに現場臨場するとともに事故事件状況等について把握し、早期に事故原因の解明、被疑者の特定に努める等、適正かつ迅速な交通事故事件捜査を推進する。
(2) 捜査体制の強化等 (警察:交通指導課)	交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制を強化するため、学校教養等を通じて交通警察官の捜査能力の一層の向上及び体制の充実に努める。
(3) 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化 (警察:交通指導課)	重大特異事故事件発生の際には、交通事故事件担当幹部等を派遣し、捜査体制の充実強化を図るとともに、本部捜査員が初動捜査から積極的に関与する体制を構築するなど、証拠資料の収集、現場痕跡等の適切な保全措置等、客観的証拠に基づいた科学的捜査の推進を図る。
<b>3 暴走族対策の強化</b>	
事業概要	事業内容
(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 (県:くらし交通安全課) (県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:健康体育課) (教育:社会教育課) (警察:交通指導課)	<p>ア 暴走族追放気運の高揚 暴走族追放の気運を高揚させるため、「静岡県暴走族等の根絶に関する条例」を的確に運用するとともに、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。</p> <p>イ 家庭、学校等における青少年の指導の充実 家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、「暴走族加入防止教室」を開催するなどの指導等を促進する。</p> <p>ウ 青少年の健全育成を図る観点からの施策の推進 関係団体等との連携の下に暴走族の解体、暴走族への加入防止、暴走族からの離脱等の支援指導を推進する。 暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を踏まえ、青少年育成団体等との連携を図る。</p>
(2) 暴走行為阻止のための環境整備 (警察:交通指導課)	<p>ア 暴走族等をい集させないための環境づくり 暴走族及びこれに伴う群集のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等をい集させない施設の管理改善等の環境づくりに努める。</p> <p>イ 暴走行為等ができない環境づくり 地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。</p>



事業概要	事業内容
<p>(3) 暴走族に対する指導取締りの強化 (警察:交通指導課)</p>	<p>ア 各種法令の適用による検挙及び補導の徹底        集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底する。</p> <p>イ 街頭検査による不正改造車両の取締りと背後責任の追及        「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不正改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等の押収など暴走族と車両の分離を図り、不正改造等の暴走行為を助長する行為に対する背後責任を追及する。</p> <p>ウ 不正改造業者等に対する積極的な事件化        不正改造行為に関する情報収集を徹底し、関係機関と連携して、常習的に不正改造等を行う業者に対する取締りを強化し、事件化するなど根源的な対策を講じる。</p> <p>エ 都道府県警察相互の捜査協力の積極的な捜査協力        複数の都道府県にまたがる広域的な暴走族関係事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係都道府県警察相互の捜査協力を努める。</p>
<p>(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止 (県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:健康体育課) (教育:社会教育課) (警察:交通指導課)</p>	<p>ア 暴走族関係事犯者の再犯防止        暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。        また、暴力団と関わりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。</p> <p>イ 再犯防止に重点を置いた処遇の実施        暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神の涵養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努める。</p> <p>ウ 暴走族に対する運転免許の行政処分        暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行う。</p> <p>エ 「静岡県暴走族総合対策会議」における関係機関・団体の連携を強化        暴走族問題は地域社会に深く関わる問題であることに鑑み、本県に設置されている「静岡県暴走族総合対策会議」において、関係機関・団体の連携を強化し、暴走族対策を総合的に推進する。</p>

事業概要	事業内容
(5) 車両の不正改造の防止 (警察:交通指導課)	ア 「不正改造車を排除する運動」等を通じた積極的な指導 暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されないことがないよう、国土交通省が行う「不正改造車を排除する運動」等と連動し、県民に対する広報活動を推進するとともに、企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。 また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った業者等に対しても、関係機関と連携して、必要に応じて立入検査を行う。 イ 旧車會に対する不正改造等の取締りの強化 違法行為を敢行する旧車會(暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ)に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係都道府県間で共有化するとともに、不正改造等の取締りを強化する。

## 第6節 救助・救急活動の充実

### 1 救助・救急体制の整備充実

事業概要	事業内容
(1) 救助体制の整備・拡充 (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	交通事故に起因する救助活動の増大及び事故も種類・内容の複雑多様化に対処するため、市町消防機関の救助体制の整備・拡充を図る。
(2) 救助・集団救急事故体制の整備 (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	多数の負傷者が発生する大規模道路交通事故等に対処するため、静岡県消防相互応援協定(昭和62年3月)による連絡体制の強化、救護訓練の実施、消防機関と災害派遣医療チーム(DMAT)の連携、高度救助資機材等の整備拡充により救助・集団救急体制の充実を図る。
(3) 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 (教育:健康体育課)	教育委員会においては、新規採用養護教員及び保健体育教員等を対象に救急法講習会を開催し、応急手当の知識の普及を図るとともに、教員の指導力の向上を図る。 また、保健学習において、応急手当等について学習することにより、生徒が自他の安全を確保することができる能力を身につけさせる。
(4) 救急救命士の養成・配置等の促進 (県:地域医療課) (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	「救急救命士法」(平成3年4月23日法律第36号)に基づき、救急振興財団への救急隊員の派遣による養成や、救急救命士有資格者の消防職員採用等により、救急救命士の計画的な増員を図る。 また、救急救命士が行える気管挿管などの特定行為を円滑に実施するための講習等を実施するとともに、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

事業概要	事業内容
(5) 救助・救急用資 機材の整備の推進 (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	救助体制を確立するため、救助工作車、救助資機材の整備を推進する。 また、救急現場及び搬送中に高度な応急処置を的確に実施するため、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材、各種伝送システム等の整備を促進する。
(6) 消防防災ヘリコ プターによる救急 業務の推進 (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	ヘリコプターは事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。
(7) 救助隊員及び救 急隊員の教育訓練 の充実 (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	複雑多様化する救助・救急業務を迅速・的確に実施するため、消防大学校、県消防学校並びに各消防本部において教育訓練の充実を図る。
(8) 高速自動車国道 における救急業務 実施体制の整備 (県:消防保安課) (消防:県消防長会) (中日本高速道路株)	高速自動車国道における救急業務については、昭和49年4月1日に建設省(現国土交通省)、消防庁及び日本道路公団(現分割民営化)との間で締結された「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」に基づき、各インターチェンジ所在市町が中日本高速道路株式会社から財政措置を受けて実施している。 今後とも、東名高速道路消防連絡協議会などを通じて、さらに連携を強化するとともに、適切かつ効率的な救急業務体制の整備充実を図る。
(9) 現場急行システ ムの整備 (県:消防保安課) (消防:県消防長会) (警察:交通規制課)	緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム(FAST)の整備を検討する。

2 救急医療体制の整備充実	
事業概要	事業内容
(1) 救急医療機関等の整備充実 (県:地域医療課)	<p>ア 初期救急医療体制の充実 在宅当番医制及び休日夜間急患センターによる初期救急医療の体制の充実を図る。</p> <p>イ 第2次救急医療体制の充実 病院群輪番制等による第2次救急医療体制の一層の充実強化を図る。</p> <p>ウ 第3次救急医療体制の充実 高度の診療機能を有し、24時間体制で重症患者に対応する救命救急センターによる第3次救急医療体制の充実を図る。</p>
(2) 救急医療担当医師等の養成等 (県:地域医療課)	<p>救急医療に携わる医師については、静岡県専門医研修ネットワークプログラムにおいて、救急専門医養成プログラムを提供すること等により、確保に努める。</p> <p>看護師についても、救急時に的確に医師を補助できるよう養成課程において、救急医療の教育を担う看護師等養成所及び新人期において看護職員研修を実施する病院等を支援する。</p>
(3) ドクターヘリ事業の推進 (県:地域医療課)	<p>ドクターヘリの運航により、救急患者の救命率向上や後遺症の軽減を図るとともに、高速道路事故等の救急車両での対応が困難な事故への迅速な対応等、広域的な救急医療体制の整備、充実を図る。</p>
3 救急関係機関の協力関係の確保等	
事業概要	事業内容
(県:地域医療課) (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	<p>救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携、協力関係の一層の強化を行う。</p> <p>特に、全県単位のメディカルコントロール協議会及び地域メディカルコントロール協議会を中心に、救急医療機関までの搬送途上、いわゆる病院前の救護体制の強化を推進する。</p>
第7節 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	
1 自動車損害賠償保障制度の充実等	
事業概要	事業内容
(静岡運輸支局)	<p>原動機付自転車等検査対象外車両の自賠責保険(自賠責共済)の無加入や期限切れによる運行の防止を図るため、広報活動等を通じて広く国民に周知するとともに、街頭における指導取締り及び監視活動等を強化する。</p>

2 損害賠償の請求についての援助等	
事業概要	事業内容
(1) 交通事故相談活動の推進 (県:くらし交通安全課)	<p>ア 交通事故相談の実施</p> <p>交通事故に伴う諸問題を解決するための助言、指導、関係機関への斡旋等により交通事故被害者等の救済に寄与するため、県交通事故相談所において面接、文書、電話による相談及び弁護士による法律相談を実施するとともに、遠隔地県民の利便を図るため巡回相談を実施する。</p> <p>イ 相談体制の拡充促進</p> <p>現在、15市町17カ所に設置されている交通事故相談所の充実を図るとともに、その他の未設置市町に対し相談窓口の設置を働きかけることにより、交通事故相談体制の充実に努める。</p> <p>ウ 相談員の資質の向上</p> <p>相談内容の多様化、複雑化に対処するため、研修会の開催、弁護士による指導等により相談員の資質の向上に努める。</p> <p>エ 相談所の利用促進</p> <p>各種広報媒体を活用して相談事業の広報を行い、交通事故相談所の利用を促進する。</p>
3 交通事故被害者支援の充実強化	
事業概要	事業内容
(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 (静岡運輸支局)	<p>独立行政法人自動車事故対策機構において、中学校卒業までの交通遺児等に対する育英基金の貸与、重度の後遺障害のある人に対する介護料の支給等援助活動の増進を図る。</p>
(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 (警察:交通指導課) (警察:運転者教育課)	<p>ア 交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた交通事故被害者の手引「交通事故に遭われた方ご家族の方へ」を活用する。</p> <p>イ 特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪に該当する事件等、重大な交通事故事件の被害者等に対しては、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。</p> <p>ウ 警察本部交通指導課に設置した被害者連絡調整官が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うなどして組織的な対応を図るとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した対応を適切に実施するための指導教養の充実を図る。</p> <p>エ 死亡事故等の被害者等による加害者に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。</p>

## 第8節 研究開発及び調査研究の充実

### 1 道路交通安全に関する研究発表の推進

事業概要	事業内容
(中部地方整備局) (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	交通事故防止対策をより効果的に推進するためには、交通事故の原因を科学的かつ実証的に把握して、的確な交通事故分析を行う必要がある。 交通事故は、人、車、環境との複合現象であり、それぞれに事故の発生要因が潜んでいることから、交通事故に関する関係機関・団体が相互に連絡協調するとともに、国において検討が進められている交通事故の総合的調査に関する調査研究等の動向を踏まえ、本県における総合的な事故防止対策の研究開発を推進する。

### 2 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

事業概要	事業内容
(中部地方整備局) (警察:交通企画課)	交通事故の実態を的確に把握するとともに、総合交通情報管理システムを活用した事故分析により、発生要因を解明し、総合的な交通安全対策を推進するとともに、その実施結果を検証し、結果を次の交通事故抑止対策に反映させていく。 また、保有する交通事故調査・分析に係る情報は、県警ホームページ「交通事故マップ」を始めとしたITの活用等により県民に積極的に提供し、交通安全に対する意識の高揚を図る。 さらに、交通工学、心理学等の分野の専門家、大学、民間研究機関等と連携・協力し、交通事故の総合的調査研究を推進するとともに、重大事故発生メカニズムの解明と事故予防の施策の確立に向けた体制の整備を図る。

### 3 道路交通診断による事故防止対策の研究及び施策の推進

事業概要	事業内容
(中部地方整備局) (静岡運輸支局) (県:くらし交通安全課) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (警察:交通企画課) (静岡市) (浜松市)	道路交通における安全と円滑を確保するための問題点並びに道路交通に起因する障害を防止するための問題点に関し、道路管理者を始めとする道路関係者の多角的な判断によって、総合的な改善対策を樹立し、かつ、その実現に資することを目的として、関係機関合同により、次の箇所について交通診断を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が選定した交通事故の多発交差点、路線、区間</li> <li>・ 交通事故が多発している地点</li> <li>・ 交通事故の発生が危惧される地点</li> <li>・ 交通が渋滞している箇所</li> <li>・ 交通に起因する障害を防止するための措置を必要とする地点</li> </ul>

## 第2章 鉄道交通の安全

### 第1節 鉄道交通環境の整備

#### 1 鉄道施設等の安全性の向上

事業概要	事業内容
(1) 鉄道施設等の安全性の向上 (中部運輸局)	<p>鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。このため、運転保安設備整備等の安全対策の推進を図る。</p> <p>鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。</p> <p>研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして技術力の向上についても推進する。</p> <p>また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等を推進する。切迫する首都直下型地震・南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。</p> <p>さらに、駅施設等について、高齢者・障害のある人の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備等によるバリアフリーを引き続き推進する。</p>
(2) 鉄道輸送の安全対策の推進 (県:地域交通課)	<p>列車運行の安全性向上やサービス改善、利用者の安全確保のため、鉄道施設の整備や老朽化した施設の補強、改良を行う中小民営鉄道事業者等に対し、国と協調して助成する。</p>

#### 2 運転保安設備等の整備

事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>曲線部等への速度制限機能付 ATS 等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたものの整備については、平成 28 年 6 月までに完了するが、これらの装置の整備については引き続き推進の拡大を図る。</p>

## 第2節 鉄道交通安全に関する知識の普及

事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>運転事故の約9割を占める踏切障害事故と人身障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等へ安全に関する知識を分かりやすく、適確に提供する。</p> <p>また、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p>

## 第3節 鉄道の安全運行の確保

### 1 運転士の資質の向上

事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>運転士の資質の確保を図るため、動力者操縦者運転免許試験を適正に実施する。</p> <p>また、資質が保持されるよう運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。</p>

### 2 安全上のトラブル情報の共有・活用

事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>鉄道事業者の安全担当者等を対象とした鉄道保安連絡会議を開催し、重大な列車事故を未然に防止するため、リスク情報を関係者間において共有できるよう、インシデント等の情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者へ周知する。</p> <p>また、運転状況記録装置等の活用や現場係員によるリスク情報の積極的な報告を推進するよう指導する。さらに、国への報告対象となっていないリスク情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。</p>



3 気象情報等の充実	
事業概要	事業内容
(静岡地方気象台) (中部運輸局)	<p>鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。</p> <p>特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。</p> <p>また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報の鉄道交通における利活用の推進を図る。</p> <p>静岡地方気象台は、静岡地方気象台長と鉄道気象連絡会静岡地方部会長との間で交わされた「鉄道気象通報に関する地方協定(昭和63年3月18日付け)」に基づき、東海旅客鉄道株式会社静岡支社に対して鉄道交通に影響を与える自然現象に関する予報・警報等を伝達する。</p> <p>さらに、広報資料の作成・配布や講習会等を通じて、気象知識の普及に努める。鉄道事業者に対し、気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車運行の安全確保に努めるよう指導する。</p>
4 鉄道事業者に対する保安監査等の実施	
事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査等を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに過去の指導のフォローアップを実施する。</p> <p>また、JR北海道問題を踏まえて平成26年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。</p> <p>あわせて、鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価により、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。</p>

5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	
事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>あわせて、鉄道駅において、利用者の安全確保及び運行情報や公衆電話・トイレ等の便宜の供与等が適切に実施できるよう日頃より計画的に備えるよう指導する。</p> <p>また、主要な都市圏、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。</p>
第4節 救助・救急活動の充実	
事業概要	事業内容
(中部運輸局) (県:消防保安課) (県:地域医療課) (消防:県消防長会)	<p>鉄道の重大事故等の発生に対して、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、鉄道事業者と消防機関、医療機関、その他の関係機関との協力活動体制の強化を推進を図る。</p> <p>また、早期に応急手当を実施するため、鉄道事業に従事する職員の応急手当講習の受講を推進する。</p>

## 第3章 踏切道における交通の安全

1 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進	
事業概要	事業内容
<p>(中部運輸局) (県:道路保全課) (県:道路整備課) (県:街路整備課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>ア 遮断時間が特に長い踏切道や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。</p> <p>加えて、立体交差化までに時間のかかる「自動車ボトルネック踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者立体横断施設の設置等を促進する。</p> <p>また、歩道が狭隘な踏切についても事故対策として効果の高い構造の改良を促進する。</p> <p>以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。</p> <p>イ 道路交通の円滑化と鉄道によって分断されている市街地の一体化等を図るため、連続立体交差化等鉄道高架事業(沼津市)を推進する。</p>
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	
事業概要	事業内容
<p>(中部運輸局) (警察:交通規制課)</p>	<p>踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。</p> <p>ア 主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種類等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。</p> <p>イ 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。</p> <p>ウ 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、<u>う</u>回路の状況等を勘案し、必要な交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。</p>

### 3 踏切道の統廃合の促進

事業概要	事業内容																																									
(中部運輸局) (県:道路整備課) (県:街路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	<p>踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうちその利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p> <p>ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年度計画 (踏切道の整備)</p> <table border="1" data-bbox="496 696 1342 1272"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業内容</th> <th>工事量</th> <th>工事費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">立体交差化事業</td> <td>(県)</td> <td>1 箇所</td> <td>369,600</td> </tr> <tr> <td>鉄道高架 (静岡市)</td> <td>- 箇所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(浜松市)</td> <td>- 箇所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(県)</td> <td>1 箇所</td> <td>261,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">構造改良</td> <td>単独立体 (静岡市)</td> <td>- 箇所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(浜松市)</td> <td>- 箇所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(県)</td> <td>- 箇所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(静岡市)</td> <td>- 箇所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(浜松市)</td> <td>- 箇所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>2 箇所</td> <td>630,600</td> </tr> </tbody> </table>				事業内容	工事量	工事費(千円)	立体交差化事業	(県)	1 箇所	369,600	鉄道高架 (静岡市)	- 箇所	-	(浜松市)	- 箇所	-	(県)	1 箇所	261,000	構造改良	単独立体 (静岡市)	- 箇所	-	(浜松市)	- 箇所	-	(県)	- 箇所	-		(静岡市)	- 箇所	-		(浜松市)	- 箇所	-		計	2 箇所	630,600
	事業内容	工事量	工事費(千円)																																							
立体交差化事業	(県)	1 箇所	369,600																																							
	鉄道高架 (静岡市)	- 箇所	-																																							
	(浜松市)	- 箇所	-																																							
	(県)	1 箇所	261,000																																							
構造改良	単独立体 (静岡市)	- 箇所	-																																							
	(浜松市)	- 箇所	-																																							
	(県)	- 箇所	-																																							
	(静岡市)	- 箇所	-																																							
	(浜松市)	- 箇所	-																																							
	計	2 箇所	630,600																																							

### 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

事業概要	事業内容		
(中部運輸局) (県:道路保全課) (県:道路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	<p>ア 踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切信号機や踏切保安設備等の踏切関連交通安全施設の高度化を図るための研究開発等を進める。</p> <p>自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等、緊急措置の周知徹底を図るなど広報活動等を強化する。</p> <p>このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。</p> <p>イ 全国交通安全運動等を通じ、踏切道を通行する自動車等の運転者及び歩行者に対し、踏切通過時における安全意識の向上を図るとともに、安全かつ円滑な踏切道の確保及び踏切事故の防止を図る。</p> <p>ウ 緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。</p>		

## 第4章 大規模地震に備えての交通の安全

<b>1 緊急輸送路等の確保</b>	
事業概要	事業内容
(中部地方整備局) (県:危機政策課) (県:危機対策課) (県:道路企画課) (県:道路保全課) (県:道路整備課) (静岡市) (浜松市)	地震に強い道路を確保するため、地震防災対策を実施する。 特に緊急輸送路にある橋梁について、重点的に耐震対策を行う。 また、地震発生時には、災害応急対策に従事する車両等が円滑に通行できるように、緊急輸送路、避難路の安全・安心の確保を図る。
<b>2 東海地震注意情報発表時における交通対策</b>	
事業概要	事業内容
(警察:交通規制課)	東海地震注意情報発表後における道路交通情報を収集し、運転者に提供するとともに、東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合の交通規制等に関する広報及び車両の運転自粛と運転者の取るべき措置の広報を実施する。
<b>3 東海地震予知情報(警戒宣言)発表時及び地震発生時における交通規制等</b>	
事業概要	事業内容
(1) 緊急交通路等に対する交通規制等 (警察:交通規制課)	ア 緊急交通路、緊急輸送ルートに対する交通規制を迅速かつ的確に実施し、緊急交通路等の確保を図る。 イ 東海地震予知情報(警戒宣言)発表や地震発生に際しては、県境の交通要点に警察官を配置し、県内への流入車両を制限する。
(2) 緊急交通路等の選定 (県:危機政策課) (県:危機対策課) (警察:交通規制課)	応急対策を迅速、的確に実施するために、道路に関する情報を収集し、県、県警、各道路管理者が協議の上、緊急交通路、緊急輸送ルート、一般車両の迂回ルート等を選定して広報する。
(3) 緊急通行車両の事前届出の実施 (警察:交通規制課)	東海地震予知情報(警戒宣言)発表時及び地震発生時における交通混乱を防止するため、各種講習会、交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、運転者に対して次の事項の徹底を図る。

#### 4 東海地震予知情報(警戒宣言)発表時及び地震発生時における自動車運転者の執るべき措置の周知徹底

事業概要	事業内容		
(警察:交通企画課)	東海地震予知情報(警戒宣言)発表時及び地震発生時における交通混乱を防止するため、各種講習会、交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、運転者に対して次の事項の徹底を図る。		
予知情報(警戒宣言)発表	地震発生	地震 …… まず落ちついて	
○	○	避難に車は使わない	
	○	車両を道路の左側に停止する	
○		地震の発生に備えて低速走行に移行する	
○	○	カーラジオ等により地震情報、交通情報を聞く	
○	○	車両を置いて避難するときは <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路外の場所に移動しておく</li> <li>・ やむを得ず道路上に置くときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、キーは付けたまま(キーレス車の場合は、電子キーを車内に置いておく)とし、窓を閉め、ドアはロックしない</li> <li>・ 避難する人の通行や災害(地震防災)応急対策の妨げとなるような場所には駐車しない</li> </ul>	
	○	通行禁止の規制が行われたときは <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区間を指定した通行禁止規制の時は、指定された道路の区間以外の場所へ車両を移動する</li> <li>・ 区域を指定した通行禁止規制の時は、道路外の場所へ車両を移動する</li> <li>・ 上記移動が困難な場合は、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する</li> </ul>	
	○	通行禁止区域等で警察官の指示を受けたときは <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その指示に従って車両を移動又は駐車する</li> <li>・ 警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいなかった場合には、警察官が車両の移動又は駐車の実施を執ることがあり、この場合やむを得ない範囲で車両を破損することがある</li> <li>・ 警察官がその場にいらない場合に限り自衛隊、消防隊員が必要な措置を命じ又は自らが措置を執ることがある</li> </ul>	

5 緊急地震速報を認知した場合における自動車運転者の対応行動の周知徹底	
事業概要	事業内容
(警察:交通企画課)	<p>自動車の運転者等が実際に緊急地震速報を認知した際に適切な行動をとることができるよう、各種講習会や交通安全教育の機会を活用し運転者に対し次の事項の徹底を図る。</p> <p>ア 後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>イ ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキはかけずに、緩やかにスピードを落とす。</p> <p>ウ 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路状況を確認して左側に停止させる。</p>
6 その他の交通安全対策	
事業概要	事業内容
(1) 信号用電源付加装置及び移動式交通情報車等の整備 (警察:交通規制課)	地震発生時の停電に備えて設置されている信号用電源付加装置(発動発電機及びリチウムイオン電池式電源装置)の整備充実を図るとともに、警戒宣言発令時及び地震発生時に移動式交通情報車等の適切な管理運用を図る。
(2) 既存の道路橋の耐震対策等 (県:道路整備課) (静岡市) (浜松市)	静岡県は、南海トラフ地震防災対策推進地域であることから、県民の安全・安心を確保するため、緊急輸送路以外の重要路線等にある橋梁について耐震対策を行う。
(3) 既存の鉄道構造物の耐震補強整備 (中部運輸局)	南海トラフ地震等に対する安全性を向上させるため、平成 23 年 3 月の東日本大震災等、これまでの地震被害の状況を踏まえて、鉄道施設の耐震補強の促進を図る。
(4) 避難路等の確保 (県:建築安全推進課)	緊急輸送路、避難路、避難地等の安全性や機能性を確保するため、プロジェクト「T OUKAI-0」総合支援事業により、当該緊急輸送路等沿いの既存建築物やブロック塀等の耐震改修を促進する。

## 平成28年度 静岡県交通安全対策関係事業総括表

### 【 総 括 表 】

(単位:千円)

区 分	(現計) 27 当初予算	28 当初予算	28-27	28当初 /27当初	摘 要
第1章 道路交通安全	(36,646,025) 39,825,425	38,455,980	(1,809,955) △ 1,369,445	96.6%	
第1節 道路交通環境の整備	(16,018,679) 18,873,227	18,194,814	(2,176,135) △ 678,413	96.4%	
第2節 交通安全思想の普及徹底等	(14,759,525) 14,234,251	14,596,834	(△ 162,691) 362,583	102.5%	
第3節 安全運転の確保	(2,221,117) 2,234,772	2,321,627	(100,510) 86,855	103.9%	
第5節 道路交通秩序の維持	(142,698) 147,941	162,009	(19,311) 14,068	109.5%	
第6節 救助・救急活動の充実	(3,490,324) 4,321,552	3,166,673	(△ 323,651) △ 1,154,879	73.3%	
第7節 損害賠償の適正化を始めとした 被害者支援の推進	(13,436) 13,436	13,657	(221) 221	101.6%	
第8節 研究開発及び調査研究の充実	(246) 246	366	(120) 120	148.8%	
第2章 鉄道交通の安全	(854,988) 844,066	941,646	(86,658) 97,580	111.6%	
第3章 踏切道における交通の安全	(223,710) 374,500	369,600	(145,890) △ 4,900	98.7%	
第4章 大規模地震に備えての交通の安全	(3,384,982) 3,386,000	3,121,000	(△ 263,982) △ 265,000	92.2%	
その他の交通安全対策関係事業	(9,725) 9,734	9,282	(△ 443) △ 452	95.4%	
<b>計</b>	(41,119,430) 44,439,725	42,897,508	(1,778,078) △ 1,542,217	96.5%	



平成28年度 静岡県交通安全対策関係事業

(単位:千円)

部局	課	事業名 (分析)	(現計) 27 当初予算	28 当初予算	事業概要
<b>第1章 道路交通安全</b>					
<b>第1節 道路交通環境の整備</b>					
<b>1～6 人優先の安全・安心な歩行空間の整備等</b>					
交通基盤部	道路整備課 道路保全課	社会資本整備総合交付金事業費(道路) (交通安全施設整備費)	(4,339,487) 3,095,000	2,874,000	歩道の整備、自転車歩行車道の整備、交差点改良等を行う。
交通基盤部	道路整備課 道路保全課	県単独交通安全施設整備事業費 (単 独)	(1,487,000) 1,487,000	1,487,000	歩道の整備、交差点改良、道路案内標識の設置等を行う。
交通基盤部	道路整備課	安全・安心緊急道路対策事業費 (単 独)	* 2,500,000	* 2,500,000	通学路等の安全対策を行う。
交通基盤部	道路整備課	社会資本整備総合交付金事業費(道路) (電線共同溝整備)	(196,402) 242,000	252,000	電線共同溝の整備を行う。
交通基盤部	港湾整備課	港湾維持管理費(港湾維持修繕) (単 独)	(152,926) 152,926	152,926	臨港道路の改修、修繕を行う。
交通基盤部	港湾整備課	清水港湾管理費(清水港基本施設修繕費) (単 独)	(98,050) 100,000	100,000	臨港道路の改修、修繕を行う。
交通基盤部	漁港整備課	県営漁港維持修繕費(漁港維持修繕費) (単 独)	(96,190) 96,190	96,190	臨港道路の改修、修繕を行う。
交通基盤部	漁港整備課	県営漁港整備事業費 (一般公共)	(326,575) 326,575	-	(完了)
交通基盤部	街路整備課	社会資本整備総合交付金事業費(街路) (街路整備事業) (一般公共)	(1,587,649) 3,080,000	2,867,000	街路(歩道等)の整備を行う。
交通基盤部	街路整備課	県単独街路整備事業費 (単 独)	(1,366,366) 1,285,000	1,285,000	街路(歩道等)の整備を行う。
交通基盤部	街路整備課	都市計画街路事業費助成 (単 独)	(96,634) 178,000	154,000	街路(歩道等)の整備を行う市町に対して助成する。
交通基盤部	農地保全課	農村地域整備事業費(農道関係受託事業) (一般公共)	(7,241) 16,700	36,204	歩道の整備を行う。
経済産業部	森林整備課	団体営林道事業費(改良事業・舗装事業) (一般公共)	(23,012) 20,537	16,165	法面等の改良及び舗装を行う市町等に対して助成する。 ・補助率 5/10以内
経済産業部	森林整備課	県単独林道事業費(改良事業・舗装事業) (単 独)	(136,799) 150,018	166,288	法面等の改良及び舗装を行う市町等に対して助成する。 ・補助率 4/10以内
警察本部	交通規制課	交通安全施設等整備事業費 (各部公共)	(664,800) 834,150	775,750	交通安全施設等の整備を行う。
警察本部	交通規制課	交通安全施設等整備事業費 (単 独)	(3,157,987) 3,190,432	3,126,250	交通安全施設等の整備を行う。
交通基盤部	道路保全課	道路行政費 (行政費)	(995) 1,533	1,553	道路占用指導業務等を行う。
警察本部	交通規制課	市街地駐車等対策事業費(道路使用等許可事務委託事業) (県費奨励)	(26,261) 26,300	26,777	道路使用許可に関する事務を委託実施する。

(注) 1 事業の一部のみが関係事業の場合は、該当予算額のみを記載。(メニュー事業等は、原則として事業名の次に( )でメニュー名等を記載。)  
2 予算額の頭に「\*」の表示があるものは対象経費のみを数値で取り出せないため、全体額を記載。

平成28年度 静岡県交通安全対策関係事業

(単位:千円)

部局	課	事業名 (分析)	(現計) 27 当初予算	28 当初予算	事業概要
<b>7 交通需要マネジメント(TDM)の推進</b>					
交通基盤部	地域交通課	バス運行対策費助成 (県費奨励)	(334,600) 334,600	411,300	広域的、幹線的な生活交通路線を維持するため、乗合バス事業者の運行費等に対し助成する。 ・補助率 1/2(国1/2)以内
交通基盤部	地域交通課	静岡県バス路線維持費助成 (県費奨励)	(1,869) 2,900	2,200	過疎地域等の不採算路線の維持を図る市町に対し助成する。 ・補助率 1/2以内
交通基盤部	地域交通課	市町自主運行バス事業費助成 (県費奨励)	(290,300) 294,300	411,300	市町自主運行バス事業を行う市町に対し助成する。 ・補助率 1/4~1/2以内
交通基盤部	地域交通課	鉄道駅ユニバーサルデザイン施設整備事業費助成 (単 独)	(6,000) 6,000	55,000	鉄道駅ユニバーサルデザイン施設整備事業を行う事業者に対し助成する。 ・補助率 1/6以内ほか
<b>8 災害に備えた道路交通環境の整備</b>					
交通基盤部	道路保全課	社会資本整備総合交付金事業費(道路)(災害防除費)	(718,462) 484,000	449,000	落石等の災害の発生を防止する。
交通基盤部	道路保全課	県単独道路整備事業費(災害防除費) (単 独)	(108,000) 108,000	108,000	落石等の災害の発生を防止する。
交通基盤部	道路整備課 道路保全課	(再掲)安全・安心緊急道路対策事業費(災害防除費) (単 独)	(再掲) 2,500,000	(再掲) 2,500,000	局地的豪雨時の孤立地域発生を防止する。
<b>9 総合的な駐車対策の推進</b>					
経済産業部	地域産業課	地域商業パワーアップ事業費助成 (単独)	(6,000) 18,000	18,000	商店街等が実施する街路灯や駐車場システム等の整備を支援する市町に対して助成する。 ・補助率 1/3以内(かつ市町補助額の1/2以内)
警察本部	交通規制課	市街地駐車等対策事業費(市街地短時間路上駐車事業) (県費奨励)	(23,670) 23,731	27,797	短時間路上駐車規制を行い、パーキングチケット発給設備を設置、管理委託する。
警察本部	交通規制課	市街地駐車等対策事業費(自動車保管場所証明事務委託事業) (県費奨励)	(264,764) 318,364	317,243	自動車保管場所証明事務を委託実施する。
警察本部	交通指導課	放置駐車対策事業費 (行政費)	(121,069) 121,400	113,300	放置駐車違反取締り関係業務の民間委託及び管理システムによる管理運営を実施する。
<b>11 交通安全に寄与する道路交通環境の整備</b>					
交通基盤部	道路保全課	道路等維持修繕費(道路通行規制情報配信システム整備事業費) (単 独)	(20,571) 20,571	20,571	異常気象時等における道路規制の実施及び情報提供を行う。
交通基盤部	河川海岸整備課	県単独河川事業費(河川海岸環境整備) (単 独)	(100,000) 100,000	100,000	遊歩道、高水敷などの整備を行う。
交通基盤部	公園緑地課	公園・緑化推進事業費 (単 独)	(259,000) 259,000	244,000	都市公園やその他緑化施設の整備に要する費用を助成する。 ・補助率 1/4以内
第1節 計			(16,018,679) (18,873,227)	18,194,814	

(注) 1 事業の一部分のみが関係事業の場合は、該当予算額のみを記載。(メニュー事業等は、原則として事業名の次に( )でメニュー名等を記載。) 2 予算額の頭に「\*」の表示があるものは対象経費のみを数値で取り出せないため、全体額を記載。

平成28年度 静岡県交通安全対策関係事業

(単位:千円)

部局	課	事業名 (分析)	(現計) 27 当初予算	28 当初予算	事業概要
<b>第2節 交通安全思想の普及徹底等</b>					
<b>1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進</b>					
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全対策推進事業費(幼児交通安全クラブ育成強化費) (行政費)	(317) 317	317	幼児交通安全クラブ実践指導研修会を開催する。
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全県民運動事業費(交通安全副読本) (行政費)	(1,014) 1,014	1,254	交通安全副読本により、新中高校生の交通安全教育を実施する。
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全県民運動事業費(高齢者福祉団体安全教育・広報) (行政費)	(240) 370	395	・高齢者福祉関係団体職員等を対象に研修会を開催する。 ・高齢者福祉施設向け情報提供をFAXで行う。
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全県民運動事業費(外国人の安全教育) (行政費)	(138) 138	235	外国人向け交通安全啓発パンフレットを作成、配布する。
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全県民運動事業費(危険予測トレーニング) (行政費)	(2,160) 2,160	1,620	交通の様々な場面で想定される事故の危険性について動画危険予測トレーニングにより学習し、事故防止に役立てる。
健康福祉部	地域福祉課	地域福祉活動団体活動促進事業費助成(民間社会福祉団体等運営費、県子ども会連合会) (県費奨励)	(3,340) 3,340	3,340	県子ども会連合会の安全指導委員会を通じた各市町子ども会連合会等における交通安全指導活動の普及の推進等を行う。
健康福祉部	地域福祉課	地域福祉活動団体活動促進事業費助成(育成研修事業、県子ども会連合会) (県費奨励)	(1,246) 1,246	1,246	各市町子ども会連合会等に対する研修を通じて交通安全指導活動の普及の推進等を行う。
健康福祉部	地域福祉課	地域福祉活動団体活動促進事業費助成(身体障害者自動車安全教室開催事業、県身体障害者福祉会) (県費奨励)	(250) 250	250	身体障害者の安全運転に対する知識と技能を深めるとともに運転マナーの向上を図るため、身体障害者自動車安全運転教室を開催する。
健康福祉部	長寿政策課	元気高齢者対策推進事業費(高齢者自身の取り組み支援、老人クラブ活動等事業) (国庫奨励)	(75,374) 75,374	69,469	老人クラブが行う研修会等の中で交通安全に関する知識等の普及啓発を行う。
教育委員会	教育委員会	学校地震対策等総合推進事業費(実践的安全教育総合支援事業(交通安全)、学校安全教室推進事業(交通安全)、高校生二輪車グッドマナー講習会) (行政費)	(2,110) 2,920	3,097	学校における児童生徒の交通安全対策を推進する。 ・実践的安全教育総合支援事業(交通安全)【国委託事業】 ・学校安全教室推進事業【国委託事業】 ・高校生二輪車グッドマナー講習会
文化・観光部	私学振興課	私立小中高校経常費助成 (県費奨励)	(13,953,492) 13,427,200	13,799,500	交通安全教育を実施している私立の小中高校に対して経常費補助金の加算配分を行う。
警察本部	交通企画課	交通安全対策事業費 (行政費)	(5,459) 5,493	5,445	体験型交通安全講習等を実施する。
警察本部	交通企画課	静岡県交通安全指導員設置費助成 (県費奨励)	(402,081) 402,000	421,000	静岡県交通安全指導員を設置している団体に対して助成を行う。
警察本部	交通企画課	共生対策事業費(外国人交通安全教育指導員) (行政費)	(2,774) 2,774	2,797	外国人運転者等に対する交通安全教育を充実させるため、外国人交通安全教育指導員を設置する。
警察本部	交通企画課	交通安全体験車運用事業費 (単独)	(1,393) 1,409	1,452	出前式の参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
<b>2 交通安全に関する普及啓発活動の推進</b>					
知事直轄組織	広聴広報課	県民広報推進事業費 (行政費)	(273,600) 273,600	253,000	県民だより、テレビ・ラジオ広報番組等により交通安全広報を行う。
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全県民運動事業費(ラジオ・スポット広報) (行政費)	(7,099) 7,099	7,099	交通事故ゼロの日及び事故多発期におけるラジオ広報を行う。

(注) 1 事業の一部分のみが関係事業の場合は、該当予算額のみを記載。(メニュー事業等は、原則として事業名の次に( )でメニュー名等を記載。) 2 予算額の頭に「\*」の表示があるものは対象経費のみを数値で取り出せないため、全体額を記載。

平成28年度 静岡県交通安全対策関係事業

(単位:千円)

部局	課	事業名 (分析)	(現計) 27 当初予算	28 当初予算	事業概要
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全対策推進事業費(交通安全運動推進事業費) (行政費)	(991) 991	991	各季の交通安全運動等を実施する。
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全県民運動事業費(交通安全県民フェア) (行政費)	(4,000) 4,000	4,000	参加・体験型の展示等をメインとした交通安全県民フェアを開催する。 ・ツインメッセ静岡
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全対策推進事業費(交通安全功労者等表彰式開催事業費) (行政費)	(926) 926	926	交通安全功労者表彰を実施する。 ・委託事業
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全対策推進事業費(表彰事務費) (行政費)	(140) 140	140	交通安全功労者、交通安全優良市町等の表彰を行う。
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全県民運動事業費(テレビ・スポット広報) (行政費)	(11,015) 11,015	11,015	各季の交通安全運動時に、テレビCMを作成し放映する。
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全県民運動事業費(ポスター・リーフレット広報) (行政費)	(306) 306	306	テレビCMとの統一性をもったポスター・リーフレットを作成・配布する。
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全県民運動事業費(シルバーレター作戦)(廃止) (行政費)	(2,371) 2,371	-	・孫から祖父母等へのシルバーレター作戦を実施する。
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全県民運動事業費(追突・出合頭事故ストップ作戦) (行政費)	(324) 324	324	交通安全県民運動新スローガンを刷り込んだ高輝度反射材マグネットシートを作成する。
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全県民運動事業費(交通安全わんクラブ) (行政費)	(342) 342	471	わんクラブ加入の促進、会員へのメール配信を行う。
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全県民運動事業費(高齢者事故防止推進事業) (行政費)	(3,580) 3,580	3,515	高齢ドライバーに対して、段階的運転の自粛等を周知する。
<b>3 交通安全推進施策及び体制の充実</b>					
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全対策推進事業費(交通安全対策会議事務費) (行政費)	(458) 558	735	第10次静岡県交通安全計画の策定及び静岡県交通安全実施計画を策定する。
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全対策推進事業費(交通安全対策協議会事務費) (行政費)	(113) 113	340	静岡県交通安全運動基本方針を策定する。
<b>4 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進</b>					
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全対策推進事業費(交通安全母の会育成強化費) (行政費)	(664) 664	338	交通安全母の会のリーダー及び新会員に対する研修等を行うとともに、未組織地域での組織立上げを促進する。
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全対策推進事業費(民間交通指導員育成強化費) (行政費)	(423) 423	423	民間交通指導員のリーダー及び中堅会員に対する研修等を行うとともに、未組織地域での組織立上げを促進する。
警察本部	交通企画課	交通安全企画事業費(地域交通安全活動推進事業) (行政費)	(1,631) 1,640	1,640	地域交通安全活動推進委員を委嘱し交通安全活動を推進する。
<b>6 市町における交通安全推進体制の整備・拡充の指導</b>					
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全対策推進事業費(交通安全市町等指導事業費) (行政費)	(154) 154	154	地域に密着した交通安全対策を推進するため、市町等に対する指導、研修等を行う。
第2節 計			(14,759,525) 14,234,251	14,596,834	

(注) 1 事業の一部のみが関係事業の場合は、該当予算額のみを記載。(メニュー事業等は、原則として事業名の次に( )でメニュー名等を記載。) 2 予算額の頭に「\*」の表示があるものは対象経費のみを数値で取り出せないため、全体額を記載。

平成28年度 静岡県交通安全対策関係事業

(単位:千円)

部局	課	事業名 (分析)	(現計) 27 当初予算	28 当初予算	事業概要
<b>第3節 安全運転の確保</b>					
<b>1 運転者教育等の充実</b>					
警察本部	運転免許課	運転免許取得時講習等実施事業費(取消処分者講習等実施事業) (県費奨励)	(3,240) 3,346	3,342	取消処分者講習、再試験を実施する。
警察本部	運転免許課	運転免許取得時講習等実施事業費(運転免許取得時講習実施事業) (県費奨励)	(17,894) 21,551	16,408	運転免許取得時講習を委託実施する。
警察本部	運転免許課	運転免許窓口事務等委託事業費(指定教習所職員講習委託事業) (県費奨励)	(8,498) 8,887	9,634	指定教習所職員講習を委託実施する。
警察本部	運転者教育課	運転免許関係器材整備事業費(運転シミュレータ整備事業) (単独)	(30,709) 30,709	45,648	処分者、違反者講習等において使用する。
警察本部	運転免許課	運転者教育事業費 (行政費)	(3,161) 3,326	3,326	初心運転者講習及び不適格者の資料登録と運転免許の取消等の行政処分を行う。
警察本部	運転免許課	免許更新時講習等委託事業費(免許更新時講習委託事業) (県費奨励)	(357,312) 361,929	347,169	更新時講習を委託実施する。
警察本部	運転者教育課	免許更新時講習等委託事業費(免許処分者講習委託事業) (県費奨励)	(72,767) 73,778	81,158	処分者講習を委託実施する。
警察本部	運転者教育課	免許更新時講習等委託事業費(違反者講習委託事業) (県費奨励)	(29,826) 34,386	31,884	違反者講習を委託実施する。
警察本部	運転免許課	免許更新時講習等委託事業費(高齢者講習委託事業) (県費奨励)	(605,134) 577,550	596,422	高齢者講習を委託実施する。
<b>2 運転免許業務運営の改善</b>					
警察本部	運転免許課	運転免許試験実施事業費 (行政費)	(5,833) 6,065	6,065	運転免許試験を実施する。
警察本部	運転免許課	運転免許試験場管理事業費 (行政費)	(163,770) 164,310	155,729	運転免許センターを管理する。
警察本部	運転免許課	運転免許証作成交付事業費 (行政費)	(50,137) 50,600	52,700	運転免許証を作成する。
警察本部	運転免許課	運転免許窓口事務等委託事業費(運転免許窓口事務委託事業) (県費奨励)	(53,277) 53,536	52,417	免許事務の一部を委託実施する。
警察本部	運転免許課	運転免許窓口事務等委託事業費(仮免許試験業務委託事業) (県費奨励)	(33,801) 34,026	33,966	仮免許試験業務の一部を委託実施する。
警察本部	運転免許課	運転免許試験車両整備事業費 (単独)	(40,745) 42,651	41,472	試験車両を整備、管理する。
警察本部	運転免許課	運転免許管理システム整備事業費(免許電算化事業) (単独)	(142,466) 143,104	143,066	免許電算システムの維持管理を行う。
警察本部	運転免許課	運転免許関係器材整備事業費 (単独)	(3,775) 3,775	60,657	運転免許証作成等に必要な器材を整備する。
警察本部	運転免許課	運転免許管理システム整備事業費(免許証作成システム整備事業費) (単独)	(522,724) 545,195	568,967	免許証作成システムの維持管理を行う。

(注) 1 事業の一部のみが関係事業の場合は、該当予算額のみを記載。(メニュー事業等は、原則として事業名の次に( )でメニュー名等を記載。) 2 予算額の頭に「\*」の表示があるものは対象経費のみを数値で取り出せないため、全体額を記載。

平成28年度 静岡県交通安全対策関係事業

(単位:千円)

部局	課	事業名 (分析)	(現計) 27 当初予算	28 当初予算	事業概要
<b>3 安全運転管理の推進</b>					
警察本部	交通企画課	安全運転管理者等講習委託事業費 (県費奨励)	(45,807) 45,807	41,207	安全運転管理者等に対する講習を委託実施する。
<b>5 交通労働災害の防止等</b>					
経済産業部	労働政策課	労働教育等委託事業費(労働災害防止対策委託事業) (県費奨励)	(290) 290	290	交通労働災害の防止等に向けた講習会、研修会等を委託実施する。
<b>6 道路交通に関する情報の充実</b>					
交通基盤部	道路保全課	道路等維持修繕費(道路等安全管理費) (単 独)	(9,380) 9,380	9,529	道路工事の実施に伴う道路交通規制情報の提供等を行う。
交通基盤部	道路保全課	(再掲)道路等維持修繕費(道路通行規制情報配信システム整備事業費) (単 独)	(20,571) 20,571	20,571	道路通行規制情報の提供等を行う。
		第3節 計	(2,221,117) 2,234,772	2,321,627	
<b>第5節 道路交通秩序の維持</b>					
<b>1 交通の指導取締りの強化等</b>					
警察本部	交通指導課	交通反則通告事業費 (行政費)	(18,910) 23,824	21,777	交通反則者に対する反則通告等を行う。
警察本部	交通指導課	交通指導取締り活動事業費 (行政費)	(43,542) 43,542	45,186	交通違反の取締り及び交通事故・事件の捜査活動を行う。
警察本部	交通指導課	白バイの多角的運用事業費 (行政費)	-	2,484	交通の指導取締りを強化するため、白バイ乗務員の養成、運転技能等の習熟を行う。
<b>2 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化</b>					
警察本部	交通指導課	交通安全対策器材充実事業費 (単 独)	(77,460) 77,775	89,831	新東名対策器材及び交通取締器材の整備を行う。
<b>3 暴走族対策の強化</b>					
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全対策推進事業費(暴走族総合対策推進費) (行政費)	(371) 371	371	暴走族総合対策会議により暴走族対策を総合的に推進する。(広報用パンフレットの作成・配布)
警察本部	交通指導課	暴走族対策強化事業費 (行政費)	(2,415) 2,429	2,360	暴走族の取締り活動を行う。
		第5節 計	(142,698) 147,941	162,009	
<b>第6節 救助・救急活動の充実</b>					
<b>1 救助・救急体制の整備充実</b>					
危機管理部	消防保安課	救急振興財団負担金 (県費奨励)	(13,200) 13,200	13,200	救急救命士養成機関である(一財)救急振興財団の経費を負担する。
危機管理部	消防保安課	メディカルコントロール体制推進事業費 (県費行政)	(3,496) 3,500	3,500	救急業務の高度化に対応するための県メディカルコントロール協議会及び地域メディカルコントロール協議会を運営する。
健康福祉部	地域医療課	救急救命士病院実習受入促進事業費助成 (国庫奨励)	(5,331) 13,690	13,690	救急救命士が行う救急救命措置の充実を図るため、気管挿管等の病院実習等を実施する病院に助成する。

(注) 1 事業の一部のみが関係事業の場合は、該当予算額のみを記載。(メニュー事業等は、原則として事業名の次に( )でメニュー名等を記載。) 2 予算額の頭に「\*」の表示があるものは対象経費のみを数値で取り出せないため、全体額を記載。

平成28年度 静岡県交通安全対策関係事業

(単位:千円)

部局	課	事業名 (分析)	(現計) 27 当初予算	28 当初予算	事業概要
<b>2 救急医療体制の整備充実</b>					
健康福祉部	地域医療課	救急医療施設運営費等助成 (国庫奨励)	(490,628) 816,326	576,057	救命救急センターを運営する医療施設の開設者等に対して助成する。
健康福祉部	地域医療課	ドクターヘリ運航事業費助成 (国庫奨励)	(484,754) 437,376	501,156	救急医療体制の強化、充実を図るためドクターヘリ運航事業を行う救命救急センターに助成する。
健康福祉部	地域医療課	ドクターヘリ夜間運航検討事業費 (行政費)	(668) 5,000	1,000	伊豆南部地域における救急医療体制の充実を図るため、ドクターヘリの夜間運航の実現に向けた検討等を行う。
健康福祉部	地域医療課	東部ドクターヘリ格納庫等整備事業費助成(新規) (各部公共)	-	133,400	東部ドクターヘリの格納庫等の整備経費に対して助成する。
健康福祉部	地域医療課	小児救急医療対策事業費助成 (国庫奨励)	(95,680) 102,254	108,287	小児救急医療を確保するため、小児科医を配置する当番病院等の運営に対して助成する。
健康福祉部	地域医療課	救急救命士病院実習受入促進事業費助成 (国庫奨励)	(5,331) 13,690	13,690	救急救命士が行う救急救命措置の充実を図るため、気管挿管等の病院実習等を実施する病院に助成する。
健康福祉部	地域医療課	小児救急電話相談事業費 (行政費)	(66,085) 80,000	80,000	小児を持つ親の不安を解消し、小児の二次救急病院への患者集中を緩和させるため、夜間及び休日に看護師等から助言を得られる電話相談事業を実施する。
健康福祉部	地域医療課	救急医療情報センター運営事業費 (行政費)	(70,603) 84,723	73,000	県民への当番医情報の提供及び消防機関と医療機関をオンラインで結び、搬送に必要な情報の提供を行う救急医療情報センターを運営する。
健康福祉部	地域医療課	医療施設設備等整備事業費助成(病院群輪番制病院施設・設備整備費助成) (各部公共)	(0) 53,238	-	市町が行う病院群輪番制病院の設備整備に対して助成する。
健康福祉部	地域医療課	医療施設設備等整備事業費助成(救命救急センター施設・設備整備費助成) (各部公共)	(1,440) 97,825	18,204	救命救急センター開設者が行う救命救急センターの施設・設備整備に対して助成する。
健康福祉部	地域医療課	小児救命救急センター運営費助成 (国庫奨励)	(33,816) 70,538	76,844	救命救急センターの小児救命救急部門と同等の機能を有する小児専門病院の運営に対して助成する。
健康福祉部	地域医療課	3次医療圏再生事業費助成(救急医療体制強化事業)(廃止) (各部公共)	(901,032) 901,032	-	高度・専門的医療機関や救命救急センターの整備・拡充、これらの医療機関と連携する地域の医療機関の強化など3次医療圏の医療提供体制の課題を解決するための事業に対して助成する。
健康福祉部	地域医療課	ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ運営事業 (国庫奨励)	(1,048,583) 1,354,599	1,258,000	救急専門医資格取得のためのネットワークプログラムの運営に対して助成等を行う。
健康福祉部	地域医療課	看護職員養成所運営費助成 (国庫奨励)	(137,858) 142,552	154,854	看護職員養成所の教育の充実研修を行なう病院への経費助成等を行う。
健康福祉部	地域医療課	看護職員確保対策事業費 (国庫奨励)	(116,275) 122,000	128,200	新人看護職員研修を行なう病院への経費助成等を行う。
<b>3 救急関係機関の協力関係の確保等</b>					
健康福祉部	地域医療課	医師確保対策等推進事業費(救急・災害医療対策協議会) (行政費)	(202) 202	397	救急医療の整備運営及びこれらの関連事項に関して、救急・災害医療対策協議会による協議を行い、救急医療体制の強化充実を図る。
健康福祉部	医療政策課	医療介護総合確保連携推進事業費(地域医療協議会、医療対策協議会) (行政費)	(15,342) 9,807	13,194	救急医療の整備運営及びこれらの関連事項に関して、各圏域ごとに地域医療協議会での協議を行うほか、医療対策協議会において救急医療に係る医療従事者の確保について協議する。
<b>第6節 計</b>			(3,490,324) 4,321,552	3,166,673	

(注) 1 事業の一部分のみが関係事業の場合は、該当予算額のみを記載。(メニュー事業等は、原則として事業名の次に( )でメニュー名等を記載。) 2 予算額の頭に「\*」の表示があるものは対象経費のみを数値で取り出せないため、全体額を記載。

平成28年度 静岡県交通安全対策関係事業

(単位:千円)

部局	課	事業名 (分析)	(現計) 27 当初予算	28 当初予算	事業概要
<b>第7節 損害賠償の適正化と始めとした被害者支援の推進</b>					
<b>2 損害賠償の請求についての援助等</b>					
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全対策推進事業費(交通事故相談事業費) (行政費)	(13,436) 13,436	13,657	交通事故被害者等の救済のため、交通事故相談を行う。 ・県交通事故相談所
		第7節 計	(13,436) 13,436	13,657	
<b>第8節 研究開発及び調査研究の充実</b>					
<b>3 道路交通診断による事故防止対策の研究及び施策の推進</b>					
くらし・環境部	くらし交通安全課	交通安全県民運動事業費(交通診断実施事業費) (行政費)	(246) 246	366	道路交通における安全の確保と障害を排除するため、問題となる地点の総合的な改善対策を図る。
		第8節 計	(246) 246	366	
		<b>第1章 合計</b>	<b>(36,646,025)</b> <b>39,825,425</b>	<b>38,455,980</b>	
<b>第2章 鉄道交通の安全</b>					
<b>第1節 鉄道交通環境の整備</b>					
<b>1 鉄道施設等の安全性の向上</b>					
交通基盤部	地域交通課	鉄道交通対策事業費助成 (単 独)	(345,200) 345,200	351,000	地域鉄道の安全性向上事業や老朽化した施設の整備を行う鉄道事業者等に対し助成する。 ・補助率 1/3以内ほか
交通基盤部	地域交通課	鉄道施設緊急耐震対策事業助成 (単 独)	(19,700) 47,800	75,800	大規模地震災害に備えた耐震対策事業を行う鉄道事業者に対して助成する。 ・補助率 1/3以内ほか
		<b>第2章 合計</b>	<b>(854,988)</b> <b>844,066</b>	<b>941,846</b>	
<b>第3章 踏切道における交通の安全</b>					
<b>1 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進</b>					
交通基盤部	街路整備課	社会資本整備総合交付金事業費(街路)(鉄道高架事業) (一般公共)	(189,210) 340,000	340,000	道路交通の円滑化と市街地の一体的整備を図るため、複数の幹線道路と鉄道の立体交差化を行ない、多数の踏切を一挙に除却する。
交通基盤部	街路整備課	都市高速鉄道高架事業費(単独) (単独)	(34,500) 34,500	29,600	道路交通の円滑化と市街地の一体的整備を図るため、複数の幹線道路と鉄道の立体交差化を行ない、多数の踏切を一挙に除却する。
		<b>第3章 合計</b>	<b>(223,710)</b> <b>374,500</b>	<b>369,800</b>	

(注)1 事業の一部分のみが関係事業の場合は、該当予算額のみを記載。(メニュー事業等は、原則として事業名の次に( )でメニュー名等を記載。) 2 予算額の頭に「\*」の表示があるものは対象経費のみを数値で取り出せないため、全体額を記載。



平成28年度 静岡県交通安全対策関係事業

(単位:千円)

部局	課	事業名 (分析)	(現計) 27 当初予算	28 当初予算	事業概要
<b>第4章 大規模地震に備えての交通安全</b>					
<b>1 緊急交通路等の確保</b>					
交通基盤部	道路整備課	県単独道路整備事業費(道路施設震災対策費) (単 独)	(514,000) 514,000	514,000	橋梁の耐震対策を行う。
交通基盤部	道路整備課	社会資本整備総合交付金事業費(道路)(橋梁補修費)	(2,324,982) * 1,826,000	1,826,000	橋梁の耐震対策及び補修を行う。
<b>6 その他の交通安全対策</b>					
くらし・環境部	建築安全推進課	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費 (県費奨励)	(546,000) 1,046,000	781,000	想定される巨大地震による木造住宅や大規模建築物等の倒壊による被害を軽減し、県民の生命と財産を守るとともに避難路等の確保を図るため、耐震診断や耐震補強等に補助する市町に対して助成する。
<b>第4章 合計</b>			<b>(3,384,982) 3,386,000</b>	<b>3,121,000</b>	
<b>その他の交通安全対策関係事業</b>					
交通基盤部	地域交通課	総合交通企画推進費 (行政費)	(2,339) 2,339	1,890	ふじのくに総合交通計画等を推進する。
警察本部	交通企画課	交通安全企画事業費 (交通安全企画・運営事業) (行政費)	(6,861) 6,870	6,841	交通安全対策の各種施策を企画する。
静岡県道路公社	東部管理センター	交通安全運動関連費 (交通安全運動プレゼント等) (行政費)	(525) 525	551	交通安全運動プレゼント(夏・秋・年末) 事故防止広報経費
<b>その他 合計</b>			<b>(9,725) 9,734</b>	<b>9,282</b>	
<b>総 計</b>			<b>(41,119,430) 44,439,725</b>	<b>42,897,508</b>	

(注)1 事業の一部分のみが関係事業の場合は、該当予算額のみを記載。(メニュー事業等は、原則として事業名の次に( )でメニュー名等を記載。)  
2 予算額の頭に「\*」の表示があるものは対象経費のみを数値で取り出せないため、全体額を記載。